

電波遮へい対策事業費等補助金
(辺地共聴施設整備事業)
実施マニュアル

総務省情報流通行政局
デジタル放送受信推進室

平成21年3月

| | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| 第Ⅰ章 総論 | |
| 1 電波遮へい対策事業費等補助金実施マニュアルの位置付け | 4 |
| 2 補助事業の目的 | 4 |
| 3 用語の定義 | 4 |
| 4 補助事業の基本的考え方 | |
| (1) 補助対象 | 6 |
| (2) 事業の採択 | 7 |
| (3) デジタル難視地域 | 7 |
| 5 施設整備の基本的考え方 | |
| (1) 辺地共聴施設整備事業で使用する機器等の標準仕様 | 8 |
| (2) 有線共聴施設又は無線共聴施設の選択 | 8 |
| (3) 有線共聴施設の伝送方式の選択 | 8 |
| (4) チャンネルの選定 | 8 |
| 6 補助対象経費 | |
| (1) 辺地共聴施設改修整備事業 | 10 |
| (2) 辺地共聴施設新設整備事業 | 10 |
| 7 補助対象設備 | |
| (1) 補助対象設備の範囲 | 13 |
| (2) 有線共聴施設における補助対象設備の範囲 | 16 |
| 8 事業費の積算等 | |
| (1) 事業費の積算 | 17 |
| (2) 他の事業等との按分 | 17 |
| 別添1 辺地共聴施設整備事業で使用する機器等の標準仕様 | 18 |
| 別添2 標準価格 | 23 |
| 参考1 辺地共聴施設整備における方式選択 | 27 |
| 参考2 辺地共聴施設整備事業の負担割合 | 28 |
| 第Ⅱ章 交付申請について | |
| 1 事務のフローチャート | 30 |
| 2 交付申請書の作成 | 31 |
| 記載例 補助金交付申請書 | 34 |
| 別添3 契約予定内容に関する調査票 | 40 |
| 別添4 口座設置届出書 | 41 |
| 3 有線電気通信法による届出、有線テレビジョン放送法による設置許可 | 42 |
| 記載例 有線電気通信法による届出 | 44 |
| 記載例 有線テレビジョン放送設備設置及び業務開始届 | 50 |
| 参考3 区域内再送信同意の簡素化について | 55 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 4 無線局免許申請書の作成 | 61 |
| 第Ⅲ章 交付決定後について | |
| 1 申請の取り下げ | 62 |
| 記載例 交付申請取り下げ届出書 | 63 |
| 2 契約 | 64 |
| 3 計画の変更等 | 64 |
| 記載例 補助事業変更承認申請書 | 67 |
| 記載例 補助事業中止(廃止)承認申請書 | 69 |
| 記載例 補助事業事故報告書 | 70 |
| 4 差金回収 | 71 |
| 記載例 状況報告書 | 72 |
| 第Ⅳ章 実績報告について | |
| 1 実績報告書の作成 | 73 |
| 記載例 実績報告書 | 77 |
| 2 額の確定と支払い | 80 |
| 記載例 精算(概算)払請求書 | 81 |
| 3 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 | 83 |
| 記載例 消費税の額の確定に伴う報告書 | 84 |
| 4 補助金事業の経理等 | 85 |
| 5 財産処分 | 86 |
| 記載例 財産処分承認申請(届出)書 | 91 |
| 第Ⅴ章 申請書等に関するお問い合わせについて | 93 |
| 第Ⅵ章 Q&A | 97 |
| 付録:市町村交付要綱 ひな形 | 105 |

第 I 章 総論

1 電波遮へい対策事業費等補助金(辺地共聴施設整備事業)実施マニュアルの位置付け

電波遮へい対策事業費等補助金(辺地共聴施設整備事業)(以下「補助金」という。)の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)及び電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱(総基移第380号(平17年11月25日)以下「交付要綱」)によるほか、このマニュアルに基づいて辺地共聴施設整備事業(以下「補助事業」という。)を実施するものです。

本マニュアルについては、交付要綱の関係条文に沿って可能な限り説明を加えています。

なお、本マニュアルにより難い事案が発生した場合は、総合通信局等へ個別にご相談ください。

2 補助事業の目的

地上デジタルテレビ放送を受信するためのテレビ等は、地上アナログテレビ放送時と同様に、視聴者が自己負担で購入することが基本であり、また、アンテナ交換等が必要となる場合の工事についても、それぞれ自己負担によって工事を実施することを基本としています。

しかしながら、戸建て住宅のアンテナ交換等に要する工事費は、一般的に3万5千円程度で実施できる場合が多いことに対して、山間地・丘陵・窪地等の地理的要因により、もともと電波の受信が良好でない地域における共聴施設の改修費用については、さらに高額になる場合が想定されます。

このようなことから、共聴施設の改修等に対して、その負担の軽減を図るとともに、地上デジタルテレビ放送の円滑かつ確実な移行に資することを目的に国が支援するものです。

3 用語の定義について

このマニュアルで示される用語の定義については、以下のとおりとします。

(1) 「難視聴地域」

山間地・丘陵・窪地等の地理的要因により地上テレビ放送の受信が良好でない地域で、建築物等の受信障害物により受信障害が発生し地上テレビ放送の受信が良好でない地域以外のものの総称です。

(2) 「共聴施設」

有線伝送路と無線受・送信を中心とする2種類の施設(有線共聴施設と無線共聴施設)があります。

有線共聴施設:専ら地上テレビ放送を受信し、かつ、同時再送信することにより、その地上テレビ放送の視聴を可能とするための施設であって、有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設を指します。

無線共聴施設:電波法(昭和25年法律第131号)第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送を行う放送局を指します。

(3) 「受信点」

地上テレビ放送の受信が良好でない地域において、その地域の近傍で地上テレビ放送を受信することができる地点をいいます。

(4) 「放送エリア」

地上テレビ放送の放送対象地域を指します。

(5) 「視聴エリア」

地上テレビ放送を受信する共聴施設の視聴対象地域を指します。

(6) 「区域外波」

地上テレビ放送は、県域放送を原則として同一の放送を同時に受信できる一定の区域(放送対象地域)ごとに放送局が開設されているが、区域外波とは、他の放送対象地域にある放送局の放送波が地域を超えて到来している状態のものをいいます。

(7) 「区域内波」

区域内波とは、放送対象地域内にある放送局の放送波が到来している状態のものをいいます。

(8) 「デジタル難視地域」

地上アナログテレビ放送が受信できる地域において、地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ(地上10mの高さにおける電界強度)が1.0mV/mに達しない地域を指します。

(9) 「系列」

民間テレビジョン放送局のネットワーク系統であって、NTV系列、TBS系列、CX系列、EX系列及びTX系列の5つの系列を指します。

4 補助事業の基本的考え方

(1) 補助対象

ア 補助対象は、交付要綱第3条(2)のイの(イ)に合致する施設とします。

イ 次のいずれかに該当する場合には、上記アに関わらず補助対象外となります。

(ア) 既設共聴で有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第1項から第3項までの規定による届出がされていない施設(500端子を超える場合は、有線テレビジョン放送法の施設設置許可を受けていない施設)

(イ) 日本放送協会と地元視聴者が共同で設置し運用する共聴施設(NHK共聴施設)

(ウ) 受信障害対策用として設置・運営されている共聴施設

ウ 国による他の類似補助金によってケーブルテレビが整備されている区域(平成23年までに整備予定の区域を含む)の共聴施設は、上記アに関わらず原則として補助対象外となります。

○電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 無線システム普及支援事業

ア (略)

イ 地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業

(ア) (略)

(イ) 辺地共聴施設整備事業

次に掲げる事業であって、市町村又は共聴組合が行うもの

① 辺地共聴施設改修整備事業

地上アナログテレビ放送を行う放送局から遠隔の地であることにより又は山間地等地理的条件により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設(以下「有線共聴施設」という。)に改修するもの又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う放送局(以下「無線共聴施設」という。)に置換するもの

② 辺地共聴施設新設整備事業

地上アナログテレビ放送が受信できる地域において、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い同放送の電波の特性等に起因し、地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ(地上10mの高さにおける電界強度)が1.0mV/mに達しない地域となる場合であって、当該放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設を設置するもの

(2) 事業の採択

事業内容が次の各号に適合すると認められる場合には、他に特段の支障がない限り採択することとします。ただし、当該年度の予算執行の状況によっては、次年度以降に繰り下げることがあります。

ア 事業の目的及び内容が本補助事業の目的等に合致していること

イ 事業が確実に実施できる見込みがあること

ウ 整備した共聴施設によってデジタル放送を安定的に受信できるものであること

エ 事業に必要なとする経費が適正であること

(3) デジタル難視地域

デジタル難視地域に該当するか否かは、その地域で視聴しているアナログ放送に該当するデジタル放送の区域内波の強さにより判定することとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、区域外波も含めて判定することとします。

ア 民放テレビ放送が1局しかない地域

区域内波（NHKの放送を含む。）及びその地域で視聴している民放アナログ放送に該当する民放デジタル放送の区域外波（系列によることとし、区域内波と同じ系列のものを除く。）の強さにより判定することとします。

イ 区域内波が1波も視聴できない地域

地理的条件等から区域内波が1波も視聴できず区域外波のみを視聴している地域については、当該地域で視聴しているアナログ放送に該当するデジタル放送の区域外波（NHKの放送を含むこととし、民放は系列によることとする。）の強さにより判定することとします。

5 施設整備の基本的考え方

(1) 辺地共聴施設整備事業で使用する機器等の標準仕様

共聴施設の改修、置換又は新設において使用する設備・機器等は、原則として別添1の「辺地共聴施設整備事業で使用する機器等の標準仕様」の該当項目を満足しているものとします。

(2) 有線共聴施設又は無線共聴施設の選択

有線共聴施設又は無線共聴施設は、所要経費が同額程度以下の方式を選択することとします。

ただし、施工工事の困難性、施設の安定的運用又は災害への対応などから、特定の方式を選択する必要があると認められ、かつ、価格差が2倍未満である場合はこの限りではありません。

※ 有線方式のまま改修する場合は、所要経費比較を必要としません。

※ 所要経費を比較する際の積算は、別添2の標準価格により行うこととします。以下同じ。

(3) 有線共聴施設の伝送方式の選択

ア 伝送路を同軸ケーブルとするか光ファイバケーブルとするかは、所要経費が同額程度以下の方式を選択することとします。

ただし、施工工事の困難性、施設の安定的運用又は災害への対応などから、特定の方式を選択する必要があると認められ、かつ、価格差が2倍未満である場合はこの限りではありません。

※ 現状の伝送路のまま改修する場合は、所要経費比較を必要としません。

イ 光ファイバケーブルを使用する場合は、各世帯まで光ファイバケーブルを使用する方式(FTH)とします。

ただし、信号受信点から集落の第1中継増幅器(※)までの間についてのみ光ファイバケーブルを使用する場合は、この限りではありません。

※ 集落の第1中継増幅器とは、共聴施設がある集落の区域に設置される増幅器であって、ネットワーク上最も受信点に近い位置に設置される増幅器とします(ヘッドアンプが設置される場所の増幅器、引下線の途中に設置される増幅器ではありません。以下同じ。)

ウ 同軸ケーブルを使用した有線共聴施設の伝送方式は、MIDバンド等への周波数変換方式又はUHFパススルー方式とし、デジタル化対応に改修するために必要な限度で選択することとします。

(4) チャンネルの選定

再送信するチャンネルは、区域内波の受信が可能な場合はこれを優先して選定することとし、その他の取り扱いについては次によることとします。

ア 有線共聴施設の改修の場合

有線共聴施設を改修する場合は、原則として当該施設で受信している地上アナログ放送の範囲で選定することとします(区域内波又は区域外波の別は問いませんが、多数受信

している民放局のすべてを再送信するために、通常想定される範囲を超えて大規模な改修が必要となるなどの場合には、民放の系列を考慮して絞り込みを要請する場合があります。)

なお、51端子以上の施設においては、有線テレビジョン放送法の規定により、該当する放送事業者の再送信同意書がない場合は、再送信ができません。

イ 有線共聴施設の新設の場合

デジタル難視地域において有線共聴施設を設置する場合は、原則として当該地域で受信している地上アナログ放送の系列の範囲及びNHKの放送を選定することとします。

なお、51端子以上の施設においては、有線テレビジョン放送法の規定により、該当する放送事業者の再送信同意書がない場合は再送信ができません。

ウ 無線共聴施設の場合

区域内波のみを選定することとします。

※ 無線共聴施設は放送局であることから、既存共聴施設から置換える場合及び新たに設置する場合のいずれの場合も、放送普及基本計画(昭和63年郵政省告示第660号)に定める放送対象地域の規定により、区域外放送を放送(再送信)することはできません。

6 補助対象経費

補助対象経費は、次により算出した経費です(事業費の総額とは一致しない場合があります。)

(1) 辺地共聴施設改修整備事業

改修若しくは置換に係る事業の総経費とします。

ただし、有線共聴施設の改修の場合であって、総経費が当該施設に加入する世帯の数(実際に使用されているタップオフの端子の数をもって計上することとし、空屋などへ接続されているものは計上しません。)に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満の場合には、総経費から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4に相当する額とします。

なお、補助額が50万円未満となる場合、又は、1世帯当たりの改修費用が3万5千円以下の場合には、補助対象外となります。

(2) 辺地共聴施設新設整備事業

新たな設置に係る事業の総経費とします。

ただし、有線共聴施設の新設の場合であって、総経費が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の6倍未満の場合には、総経費から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の5分の6に相当する額とします。

なお、補助額が50万円未満となる場合、又は、1世帯当たりの改修費用が3万5千円以下の場合には、補助対象外となります。

○電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2及び別表第3に掲げる経費の総額(地上デジタル放送送受信環境整備事業(デジタルテレビ中継局整備事業及び辺地共聴施設整備事業を除く)に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。)とする。なお、辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表に掲げる経費の総額(以下この条において「総額」という。)が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満(辺地共聴施設新設整備事業の場合にあっては6倍未満)の場合には、総額から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4(辺地共聴施設新設整備事業の場合にあっては5分の6)に相当する額を補助対象経費とする。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(交付額)

第5条 大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県(携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、都道府県が補助する場合を含む。)又は市町村(携帯電話等エリア整備事業を

除く。また、辺地共聴施設整備事業を行う共聴組合に対し、市町村が補助をする場合を含む。)に補助する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

| 区分 | | 額 | | |
|--------------|----------------------|---|-------------------|-------------------|
| 電波遮へい対策事業 | | 補助対象経費の2分の1に相当する額 | | |
| 無線システム普及支援事業 | 携帯電話等エリア整備事業 | 補助対象経費の2分の1に相当する額 ただし、開設される無線局に係るサービスエリア内の世帯数が100未満の場合にあつては、3分の2に相当する額 | | |
| | 地上デジタル放送 | デジタルテレビ中継局整備事業 | 補助対象経費の2分の1に相当する額 | |
| | 送受信環境整備事業 | 辺地共聴施設整備事業 | 辺地共聴施設改修整備事業 | 補助対象経費の2分の1に相当する額 |
| | | | 辺地共聴施設新設整備事業 | 補助対象経費の3分の2に相当する額 |
| | | 暫定的難視聴対策事業 | 送信・利用者管理事業 | 補助対象経費の3分の2に相当する額 |
| | 受信対策事業 | | 定額 | |
| | デジタル受信相談・対策事業 | | 定額 | |
| | 地上デジタルテレビ放送コールセンター事業 | | 定額 | |

2 交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり100万円（辺地共聴施設整備事業については、50万円）を下限とする。

1 1世帯当たりの負担相当額とされる3万5千円について(有線共聴)

加入者負担額は、国の補助額を算出するに当たり、放送波を直接受信する者が負担するアンテナ取替等に係る費用との間の負担の公平を図るために、設定したものです。

金額は、放送波を直接受信するために必要となる場合があるアンテナ取替、アンテナマスト取替、ブースター調整等といった負担が一般に3万5千円程度で

あるため、この金額としています。

2 交付決定後に1世帯当たり3万5千円以下となった場合について(有線共聴)

交付申請時点では1世帯当たりの改修費が3万5千円を超えていたものの、交付決定後の詳細見積等の結果、3万5千円以下となってしまった場合、補助対象外となることから交付要綱第16条第1項の規定により交付決定が取り消されるため、交付申請前に十分に精査を行う必要があります。

3 受益者負担について

有線共聴施設における1世帯当たりの受益者負担の3万5千円は、あくまで国の補助額を算出するために用いるものであり、実際に視聴者から1世帯当たり3万5千円を徴収するか否かは補助金等交付要綱上においては制限を設けていません。

したがって、国の補助額以外の部分については、地元の状況に応じて柔軟に対応することが可能であり、特段の制限はありません(例えば、補助裏の全額について自治体が負担すること、反対に補助裏の全額について視聴者が負担すること、いずれも国の補助金等交付要綱上の制限はない。)

また、無線共聴施設の場合には、直接受信世帯の受信アンテナが視聴者負担となることから、有線共聴の場合のような受益者負担は求めません。

7 補助対象設備

(1) 補助対象設備の範囲

補助対象設備は、次表に掲げる設備であって、デジタル対応のための改修、置換又は新設に必要な範囲のものとします。

ただし、整備状況等により類似設備を使用する必要がある場合を除きます。

ア 有線共聴施設の例

| 経費区分 | 内容 | 機器の名称 | |
|-----------------|---------|----------------------------|--|
| 施設・設備費 | 鉄塔 | — | |
| | 局舎 | — | |
| | 外構施設 | — | |
| | 受電設備 | — | |
| | 送受信アンテナ | UHF アンテナ | |
| | | アンテナ架 | |
| | | アンテナ支持柱（基礎含む） | |
| | 送受信機 | OFDMヘッドアンプ | |
| | | 低消費電力型ヘッドアンプ | |
| | | ブロックコンバータ | |
| | | UHF（前置）増幅器 | |
| | | チャンネルレベル調整器 | |
| | | E/O変換器付ヘッドアンプ [°] | |
| | | フィルター | |
| | | 機器収容ボックス | |
| | | 混合器（既設のアナログ施設と混合） | |
| | | パイロット信号発生器 | |
| | 伝送用専用線 | — | |
| | ケーブル | 同軸ケーブル | |
| | | コネクタ | |
| | | 光ファイバー | |
| | | E/O変換器 | |
| | | O/E変換器 | |
| | | 光増幅器 | |
| | | 光分岐・分配器 | |
| | | 電柱（自立） | |
| | | 電柱（共架改修費含む） | |
| | 中継増幅装置 | 幹線増幅器 | |
| | | 分岐・分配増幅器 | |
| | | 延長増幅器 | |
| 分岐・分配器（タップオフ含む） | | | |

| | | |
|-----------|---------|------------------------------|
| | | クロージャー |
| | | 保安器 |
| | 電源設備 | 電源供給器 |
| | | 無停電電源供給器 |
| | | 電源挿入器 |
| | 監視・制御装置 | — |
| | 附帯工事費 | 調査設計費（交付決定後に実施する詳細な現地調査、設計等） |
| | | 施工・建築費 |
| | | 改修補強費 |
| | | 整備に必要な撤去費用 |
| | | 上記に付随して必要な手続き費用 |
| | | 諸経費（現場管理費、一般管理費）等 |
| 用地取得費・道路費 | 附帯工事費等 | 受信点設置場所の用地取得費 |
| | | 伝送路用地（柱・埋設）の取得費 |
| | | 受信点設置場所への山道整備 |

イ 無線共聴施設の例

| 経費区分 | 内容 | 機器の名称 | |
|-----------------|--------------------|----------------------|--|
| 施設・設備費 | 鉄塔 | — | |
| | 局舎 | — | |
| | 外構施設 | — | |
| | 受電設備 | — | |
| | 送受信アンテナ | 受信アンテナ | |
| | | 送信アンテナ | |
| | | アンテナ架 | |
| | | アンテナ支持柱（基礎含む） | |
| | 送受信機 | OFDMヘッドアンプ | |
| | | 低消費電力型ヘッドアンプ | |
| | | ブロックコンバータ | |
| | | UHF（前置）増幅器 | |
| | | チャンネルレベル調整器 | |
| | | E/O変換器付ヘッドアンプ | |
| | | フィルター | |
| | | 機器収容ボックス | |
| | | 混合器（既設のアナログ施設と混合） | |
| | | ギャップファイラー送信機（同軸入力） | |
| | | ギャップファイラー送信機（光入力） | |
| | | ギャップファイラー送信機（リレー中継器） | |
| | ギャップファイラー送信機異常警報装置 | | |
| | 伝送用専用線 | — | |
| | ケーブル | 同軸ケーブル | |
| | | コネクタ | |
| | | 光ファイバー | |
| | | E/O変換器 | |
| | | O/E変換器 | |
| | | 光増幅器 | |
| | | 光分岐・分配器 | |
| | | 電柱（自立） | |
| | | 電柱（共架改修費含む） | |
| | 中継増幅装置 | 幹線増幅器 | |
| 分岐・分配増幅器 | | | |
| 延長増幅器 | | | |
| 分岐・分配器（タップオフ含む） | | | |

| | | |
|-----------|---------|------------------------------|
| | | クロージャー |
| | 電源設備 | 受電設備 |
| | | 避雷装置（耐雷トランス等） |
| | | 電源供給器 |
| | | 無停電電源供給器 |
| | | 電源挿入器 |
| | 監視・制御装置 | — |
| | 附帯工事費 | 調査設計費（交付決定後に実施する詳細な現場調査、設計等） |
| | | 施工・建築費 |
| | | 改修補強費 |
| | | 整備に必要な撤去費用 |
| | | 上記に付随して必要な手続き費用 |
| | | 諸経費（現場管理費、一般管理費等） |
| 用地取得費・道路費 | 附帯工事費等 | 送受信点設置場所の用地取得費 |
| | | 伝送路用地（柱・埋設）の取得費 |
| | | 送受信点設置場所への山道整備 |

(2) 有線共聴施設における補助対象設備の範囲

ア 有線共聴施設における補助対象設備の範囲は、保安器（各世帯まで光ファイバケーブルで接続されている場合には引込線）までとします。

イ 設置後20年以上経過（2011年7月末における経過年数）した引下線（幹線のうち受信点から集落の第1中継増幅器までの伝送路）、引下線の途中に設置した中継増幅器及び集落の第1中継増幅器は、デジタル化改修に必要なものとして、設置期間を確認し、補助対象設備とします。それ以外の設備・機器については、経年数や老朽化による取替は補助対象とはなりません。

設置後20年以上経過した引下線は、辺地共聴施設特有の山間部など厳しい環境条件で使用されており、また、長距離伝送を行っていることも少なくありません。

このような状況で、既存引下線を使用してデジタル化改修を行ったとしても、デジタル放送を安定的に供給できず更なる改修が必要になることなどの問題が発生し、結果として効率的な補助金運用ができなくなるおそれがあるためです。

8 事業費の積算等

(1) 事業費の積算

ア 事業費は、別添2の「標準価格」を参考にして積算してください。

また、当該価格を上回る設備・機器又は工事を必要とする場合は、その理由を付してください。

※ 補助事業の採択要件のひとつである「事業に必要とする経費が適正であること」については、原則として、当該標準価格を基準に審査します。

イ 事業費には、補助事業に付帯する以下の費用を含むことができます。

(ア) 撤去費用

a 既存の機器を撤去しなければ据え付けできない場合

b a以外で幹線を張り替える場合について、視聴環境維持のために一時二重の幹線とならざるを得ないもの

(イ) デジタル改修に必要な測定・調整費(タップオフから加入者宅までの導通試験等も含む。アナログ部分との按分は不要。)

(ウ) 附帯工事費(受信点新設の用地取得費・道路費、アナログ部分との按分は不要)

(エ) 民間への申請手続(電柱共架申請等)に要する申請手数料

(オ) 行政への申請手続(道路占有許可、登記及びギャップフィルターの無線局申請手数料等)に要する申請手数料

(カ) 各種申請手続き代行費用

(キ) 一般管理費、現場管理費及び共通仮設費などの諸費用

(ク) 消費税

(2) 他の事業等との按分

本補助事業と他の事業等を併せて行う場合には、次により、適正に按分してください。

ア 本事業において、デジタル対応に交換した機器を、アナログ部分と共用する場合は、按分は不要です。

イ 老朽化した設備を自主事業として改修する場合は、一般管理費等の共通経費を、事業費の比率で按分することとします。

オ 伝送路を他の事業と共用する場合は、使用芯線数の比率で按分することとします。

なお、論理分割する場合は、専有帯域(伝送容量)の比率で按分することとします。

別添 1 辺地共聴施設整備事業で使用する機器等の標準仕様

1 目的

本仕様は、辺地共聴施設整備事業における機器の標準的な仕様等を明示することにより、事業実施者における計画策定等の効率化を図ることによって、事業の円滑な実施に資することを目的とする。

2 適用範囲

本仕様は、交付要綱のうち「辺地共聴施設整備事業」における有線共聴施設及び無線共聴施設に適用する。

3 共通事項

- (1) 有線共聴施設は、有線電気通信法に規定する有線電気通信設備であり、同法に定める技術基準（501端子以上の場合には有線テレビジョン放送法が適用される。）が適用される（別紙1参照）。

また、無線共聴施設には、伝送路部分に有線電気通信法が、送信点設備に電波法の技術基準が、それぞれ適用される（別紙2参照）。

- (2) 設備・機器に共通する仕様は、次の各項を標準とする。

ただし、地理的条件、周囲環境等の理由により特殊仕様の必要性が認められる場合にはこの限りではない。

- ① 瞬間最大風速毎秒40mにおける風圧に耐える構造であること。
- ② 軽量堅固で耐久性、耐水性、放熱性、耐震性、耐食性に優れ、保守調整に便利な構造であること。
- ③ 電源電圧の変動に対しても安定に動作するものであること。

4 設備・機器ごとの仕様

設備・機器ごとの仕様は、次の各項を標準とする。

- (1) 受信点設備

受信点設備は、主に受信アンテナ、アンテナ支持柱、前置増幅器及びヘッドアンプで構成する。

- ① 受信アンテナ

- 受信する電波の周波数に適応したものであること。
- 必要な受信レベルを確保できること。

- ② アンテナ支持柱

- 亜鉛メッキ塗装鋼管柱、コンクリート柱又はパンザマストによる自立構造であること。

- ③ 前置増幅器

- 受信した電波をヘッドアンプに必要なレベルまで増幅する必要がある場合に使用するものであること。

④ ヘッドアンプ

ヘッドアンプは、受信した放送波（前置増幅器を介した場合を含む。以下同じ。）のレベル、周波数関係などを考慮し、次のいずれかの設備から必要な範囲で選定したものであること。

ア チャンネルプロセッサ

（受信した電波を、チャンネルごとに独立して、増幅し、調整し、変換する機能を有する設備）

- 金属製のきょう体に基板を組み込んだ構造であること。
- 各チャンネルユニットは、各々独立し脱着可能な構造であること。
- パイロット信号が必要な場合は、パイロット信号発生装置を組み込んだ構造であること。

イ ブロックコンバーター

（受信した電波を、1又は複数ブロックでM I D帯域等へ変換する機能を有する設備）

- 金属製のきょう体に基板を組み込んだ構造であること。

ウ レベル調整器

（受信した電波のうち特定の周波数について、レベルを調整する機能を有する機器）

- 金属製のきょう体に基板を組み込んだ構造であること。

(2) 伝送設備

伝送設備は、主に増幅器（幹線増幅器、延長増幅器など）、分岐・分配器、同軸ケーブル、架空伝送路支持柱（電柱）及び電源設備で構成する。

① 増幅器（幹線増幅器、延長増幅器など）

- 幹線及び分配線による減衰や、分岐・分配器の挿入損失を補償する機能を有すること。
- アルミ合金製のきょう体に増幅器基板を組み込んだ構造であること。

② 分岐・分配器

- 金属製のきょう体に收容された構造であること。

③ 同軸ケーブル

- アルミラミネート同軸ケーブル又は金属管型同軸ケーブルであること。

④ 架空伝送路支持柱（電柱）

- 鉄柱、亜鉛メッキ塗装鋼管柱、コンクリート柱などによる自立構造であること。

⑤ 電源設備

- 板金又はアルミ合金製のきょう体に收容された構造であること。

(3) 引込設備

引込設備は、主に引込同軸ケーブル及び保安器で構成する。

① 引込同軸ケーブル

- アルミラミネート同軸ケーブルであること。

② 保安器

- 加入者宅設備を雷サージなど各種異常から保護する機能を有すること。

(4) 送信点設備

送信点設備は、主に送信アンテナ、送信アンテナ支持柱、送信機及び電源設備で構成する。

① 送信アンテナ

- 送信する電波の周波数及び空中線電力に適応したものであること。
- 放送サービスを行うエリアを確保する範囲で必要な性能を有すること。

② 送信アンテナ支持柱

- 亜鉛メッキ塗装鋼管柱、コンクリート柱又はパンザマストによる自立構造であること。

③ 送信機

- 金属製のきょう体に組み込んだ構造であること。

④ 電源設備

- 板金又はアルミ合金製のきょう体に收容された構造であること。

有線テレビジョン放送施設の技術基準(有線テレビジョン放送法)

| 項目 | 規格 | 所要性能 | | |
|-----------------------------|---------------------|---|---------------------------------------|--|
| | | 規格 | 備考 | |
| 1. 有線テレビジョン放送の場合の性能 | 1.1 受信空中線出力レベル(BER) | 1×10^{-4} | 短縮化リードソモン(2004.188)符号による誤り訂正前とする。 | |
| | 1.2 加入者端子信号レベル | (1) 信号レベル (dB μ) | 47~81 | (注2) |
| | | (2) レベル安定度1分間以内の変動 (dB) | 3以内 | 電源ハム変調の妨害を除く。 |
| | | (3) 搬送波のレベルと隣接する標準デジタルテレビジョン放送方式となっている有線テレビジョン放送の搬送波レベルとの差 (dB) | 10以内 | |
| | | (4) チャンネル内振幅周波数特性偏差 (dB) | 搬送波の周波数を中心とする5.6MHzにおいて ± 3 以内 | |
| | 1.3 加入者端子信号の質 | (1) C/N (帯域幅4MHz) (dB) | 24以上 | |
| | | (2) 電源ハム変調度 (dB) | -30以下 | |
| | | (3) 周波数偏差 (kHz) | ± 20 以内 | |
| | | (4) その他の妨害およびひずみ | 映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。 | |
| | 2. 共通の性能 | 2.1 加入者端子間結合度 (dB) | -25以下 | 1. 26MHz帯IFのTV受信機を接続する場合は局発妨害を防ぐため必要な措置をとる。 2. コンバータ、ブースタを設置する場合も加入者端子の短絡、開放で異常の生じないこと。 |
| 2.2 加入者端子の負荷インピーダンス | | 定格出力インピーダンスに対しVSWRが3の負荷に対しても画質、音質に劣化が認められないこと。 | | |
| 2.3 テレビジョンおよびFM放送以外の信号による妨害 | | 画質、音質により評価し、実用上、障害となる妨害を与えないこと。 | | |
| 不要放射 (dB μ /m) | | IEC法により 34以下 | | |

注1. レベルは定格出力インピーダンス75 Ω の端子を75 Ω の純抵抗負荷で終端したときの実効値をdB μ で表したもので示す。ここでdB μ は1 μ Vを0dBとするdB値である。定格出力インピーダンス300 Ω の端子ではこれに6dB加えた値とする。信号レベルは特記しない限り、映像搬送波の最高レベルで示す。

注2. 強電界地域で直接受信妨害が生じる場合、最低レベルの増加、あるいは必要な措置をとる。

※ 図は有線テレビジョン放送法を参照願います。

極微小電力局(ギャップフィルアー)の技術基準(電波法)

: 極微小電力局 (ギャップフィルアー)

○デジタル放送

| | 放送局 (上位局がない局) | 他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う放送局(上位局がある局) | | |
|-----------------|------------------|---|------------------|------------------|
| | | 0.5W超 | 0.05W超~0.5W以下 | 0.05W以下 |
| 周波数許容偏差 (注3) | 500Hz (注2) | 3kHz | 10kHz | 20kHz (注1) |
| 空中線電力許容偏差 | +10% / -20% | | +20% / -20% (注4) | +50% / -50% (注1) |

(注1) 電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象とする放送局に限る。

(注2) SFN運用する場合は、上位局がない局にあつては1Hzとする。

(注3) SFN運用の関係にある局間は、上表に示す各々の許容偏差を満足した上で局間相互の**相対偏差が10Hz以内**であるものとする。

(注4) **複数波同時増幅を行う送信設備に限る。**

| | 2.5W超 | 0.25W超~2.5W以下 | 0.25W | 0.025W超~0.25W未満 | 0.025W以下 |
|----------|------------|---------------------------|----------------|---------------------------|----------------|
| スペクトルマスク | 50dBマスクに対応 | 50dBマスクと40dBマスクの中間に対応(注5) | 40dBマスクに対応(注5) | 40dBマスクと30dBマスクの中間に対応(注6) | 30dBマスクに対応(注6) |

※偏波面については、難視対策用ギャップフィルアーにより発生するおそれのある二次的な受信障害を抑制するため、当該難視対策用ギャップフィルアーを設置するエリアにおける上位局の電波と直交させることを原則とする。

別添 2 標準価格

| | 工事内容 | 規格 | | | | 単位 | 単価(円) | | | | |
|------------------------------------|-----------------|----------------------|--------------------|-----------------|-----------|------------|-----------|---------|---------|--------|--------|
| | | | | | | | 機材単価 | 工事単価 | 複合単価 | | |
| (1) 施設整備費 | | | | | | | | | | | |
| ア 無線通信又は放送の再送信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 | | | | | | | | | | | |
| (ア) 鉄塔 | 鋼管柱 | ストレート式 | 共聴ポール(鋼管柱) | SP1-6 | 長さ 6.0m | 外径 114.3mm | 本 | 18,000 | 25,116 | 43,116 | |
| | | | 共聴ポール(鋼管柱) | SP1-7 | 7.0m | | 本 | 24,200 | 25,116 | 49,316 | |
| | | | 共聴ポール(鋼管柱) | SP1-8 | 8.0m | | 本 | 29,200 | 25,116 | 54,316 | |
| | | | ジョイント式 | 共聴ポール(鋼管柱) | JP1-6 | | 6.0m | 本 | 22,800 | 25,116 | 47,916 |
| | | | | 共聴ポール(鋼管柱) | JP1-7 | | 7.0m | 本 | 25,800 | 25,116 | 50,916 |
| | | | | 共聴ポール(鋼管柱) | JP1-8 | | 8.0m | 本 | 29,900 | 25,116 | 55,016 |
| | | | 片足場 | 片足場 | SP1・SP2 | | 本 | 520 | 0 | 520 | |
| | | | 両足場 | 両足場 | | | 本 | 1,050 | 0 | 1,050 | |
| | | アングル根加世 | アングル根加世 | | 本 | 3,600 | 0 | 3,600 | | | |
| | | 継柱材 | 継柱材 | 1m | 本 | 11,015 | 0 | 11,015 | | | |
| | | 沈下防止プレート | 沈下防止プレート | SP1・SP2 | 枚 | 680 | 0 | 680 | | | |
| | | 鋼管柱ポールキャップ | 鋼管柱ポールキャップ | | 個 | 600 | 0 | 600 | | | |
| | | Noプレート | Noプレート | | 枚 | 360 | 0 | 360 | | | |
| | | (イ) 局舎 | | | | | | | | | |
| (ウ) 外構施設 | | | | | | | | | | | |
| (エ) 受電設備 | | | | | | | | | | | |
| (オ) 送受信アンテナ | 受信アンテナ | 20素子Lchアンテナ(アルミ) | NH-UL(20)-1 | 低域13~30ch | 本 | 24,000 | 17,831 | 41,831 | | | |
| | | 20素子Lchアンテナ(ステン) | NH-UL(20)-2 | | 本 | 66,000 | 17,831 | 83,831 | | | |
| | | 20素子Mchアンテナ(アルミ) | NH-UM(20)-1 | 中域31~44ch | 本 | 24,000 | 17,831 | 41,831 | | | |
| | | 20素子Mchアンテナ(ステン) | NH-UM(20)-2 | | 本 | 66,000 | 17,831 | 83,831 | | | |
| | | 20素子Hchアンテナ(アルミ) | NH-UH(20)-1 | 高域45~62ch | 本 | 24,000 | 17,831 | 41,831 | | | |
| | | 20素子Hchアンテナ(ステン) | NH-UH(20)-2 | | 本 | 66,000 | 17,831 | 83,831 | | | |
| | | 20素子Allchアンテナ(アルミ) | NH-UA(20)-1 | 全帯域13~62ch | 本 | 24,000 | 17,831 | 41,831 | | | |
| | | 20素子Allchアンテナ(ステン) | NH-UA(20)-2 | | 本 | 68,400 | 17,831 | 86,231 | | | |
| | | 27素子高性能アンテナ(アルミ) | | 全帯域13~62ch | 式 | 29,000 | 19,572 | 48,572 | | | |
| | | 27素子高性能アンテナ(ステン) | | | 式 | 81,900 | 19,572 | 101,472 | | | |
| | | 2基UHF用位相差給電アンテナ(アルミ) | UHF用位相差給電アンテナ | 全帯域13~62ch 20素子 | 式 | 67,200 | 46,905 | 114,105 | | | |
| | | | | 位相調整器 | 台 | 55,800 | 0 | 55,800 | | | |
| | | 2基UHF用位相差給電アンテナ(ステン) | UHF用位相差給電アンテナ | 全帯域13~62ch 20素子 | 式 | 142,800 | 46,905 | 189,705 | | | |
| | | | | 位相調整器 | 台 | 55,800 | 0 | 55,800 | | | |
| | 4基UHF用位相差給電アンテナ | UHF用位相差給電アンテナ | 全帯域13~62ch 20素子 | 式 | 0 | 50,910 | 50,910 | | | | |
| | UHF用パラボラアンテナ | UHF用パラボラアンテナ | アンテナ本体:13~62ch | 基 | 1,053,000 | 85,673 | 1,138,673 | | | | |
| | | | 取付金具(P型) | 式 | 162,000 | 5,349 | 167,349 | | | | |
| | | | 取付金具(K型) | 式 | 144,000 | 5,349 | 149,349 | | | | |
| | アンテナポール | 溶融亜鉛メッキ水道管 | 溶融亜鉛メッキ水道管 | 50φ 5.5m | 本 | 5,845 | 7,385 | 13,230 | | | |
| | | 硬質塩化ビニールライニング | 硬質塩化ビニールライニング | | 本 | 7,166 | 7,385 | 14,551 | | | |
| | | 48.6φストレートポール | 48.6φストレートポール | 3.5m | 本 | 8,760 | 7,385 | 16,145 | | | |
| | | アンテナマスト取付金物 | アンテナマスト取付金物 | | 式 | 2,345 | 0 | 2,345 | | | |
| | アンテナ架 | ストレート式 | 共聴ポール(鋼管柱) | SP1-6 | 長さ 6.0m | 外径 114.3mm | 本 | 18,000 | 25,116 | 43,116 | |
| | | | 共聴ポール(鋼管柱) | SP1-7 | 7.0m | | 本 | 24,200 | 25,116 | 49,316 | |
| | | | 共聴ポール(鋼管柱) | SP1-8 | 8.0m | | 本 | 29,200 | 25,116 | 54,316 | |
| | | | ジョイント式 | 共聴ポール(鋼管柱) | JP1-6 | | 6.0m | 本 | 22,800 | 25,116 | 47,916 |
| | | | | 共聴ポール(鋼管柱) | JP1-7 | | 7.0m | 本 | 25,800 | 25,116 | 50,916 |
| 共聴ポール(鋼管柱) | | | | JP1-8 | 8.0m | | 本 | 29,900 | 25,116 | 55,016 | |
| パンザマスト | | | パンザマスト | R17 | 式 | | 89,300 | 329,780 | 419,080 | | |
| パンザマスト底板 | | | パンザマスト底板 | R7用 | 枚 | | 4,600 | 0 | 4,600 | | |
| コンクリート根巻き | | コンクリート根巻き | | 式 | 1,300 | 0 | 1,300 | | | | |
| 根加世(沈下防止プレート含む) | | | | 式 | 3,600 | 0 | 3,600 | | | | |
| 鋼管柱ポールキャップ | | 鋼管柱ポールキャップ | | 個 | 600 | 0 | 600 | | | | |
| 足場ボルト | | 足場ボルト | 片足場 | 式 | 520 | 0 | 520 | | | | |
| 足場ボルト | | 足場ボルト | 両足場 | 式 | 1,050 | 0 | 1,050 | | | | |
| 支線 | | 鋼管柱用(支線カバー含む) | 鋼管柱用(支線カバー含む) | 3ヶ所 | 式 | 14,679 | 59,259 | 73,938 | | | |
| 支線材料 | アンカーC-1号使用 | アンカーC-1号使用 | 14mm×8m | ヶ所 | 3,090 | 15,879 | 18,969 | | | | |
| 架線材料 | 鋼管・コンクリート柱用 | 鋼管・コンクリート柱用 | | 式 | 1,779 | 2,737 | 4,516 | | | | |
| | 共架柱 | 共架柱 | | 式 | 1,779 | 3,608 | 5,387 | | | | |
| | 特殊工事 | 特殊工事 | 垂直腕金 90cm. | 式 | 3,300 | 5,697 | 8,997 | | | | |
| | | | 水平腕金 90cm. | 式 | 3,900 | 5,697 | 9,597 | | | | |
| ラッシングロッド | ラッシングロッド | | 本 | 140 | 330 | 470 | | | | | |
| 避雷針装置 | 避雷針 | 避雷針 | 黄銅製クロームメッキ小型 | 本 | 10,897 | 95,610 | 106,507 | | | | |
| | (マスト)2.5m 32φ | (マスト)2.5m 32φ | 3mm 2回メッキガス管 | 本 | 8,883 | 0 | 8,883 | | | | |
| | 鬼より線 | 鬼より線 | 2mm×13本撚り | m | 227 | 0 | 227 | | | | |
| | | | 600mm リード300mm | 本 | 185 | 0 | 185 | | | | |
| | アース棒 | アース棒 | 1.0m 鋼メッキ リード300mm | 本 | 670 | 0 | 670 | | | | |
| | | | 1.2m 鋼メッキ リード300mm | 本 | 882 | 0 | 882 | | | | |
| | アース棒 | アース棒 | 1.5m 鋼メッキ リード300mm | 本 | 1,019 | 0 | 1,019 | | | | |
| | アース板 | アース板 | 30cm×30cm×1.5mm | 枚 | 9,535 | 0 | 9,535 | | | | |

| | 工事内容 | 規格 | | | 単位 | 単価(円) | | | |
|-----------|-----------|--------------|------------|--------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| | | | | | | 機材単価 | 工事単価 | 複合単価 | |
| | アース工事 | アンペアース | アンペアース | 鋼管柱の場合 | ヶ所 | 771 | 5,307 | 6,078 | |
| | | 分岐・分配器アース | 分岐・分配器アース | 鋼管柱の場合 | ヶ所 | 267 | 5,307 | 5,574 | |
| | | メッセンアース | メッセンアース | | カ所 | 1,435 | 5,307 | 6,742 | |
| (カ)送受信機 | 周波数変換装置 | 同一周波数型 | 5波 | | | 式 | 1,130,000 | 14,180 | 1,144,180 |
| | | | 6波 | | | 式 | 1,290,000 | 14,180 | 1,304,180 |
| | | | 7波 | | | 式 | 1,440,000 | 14,180 | 1,454,180 |
| | | | 8波 | | | 式 | 1,590,000 | 14,180 | 1,604,180 |
| | | | 9波 | | | 式 | 1,740,000 | 14,180 | 1,754,180 |
| | | | 10波 | | | 式 | 1,887,000 | 14,180 | 1,901,180 |
| | | 周波数変換型 | 5波 | | | 式 | 1,160,000 | 14,180 | 1,174,180 |
| | | | 6波 | | | 式 | 1,340,000 | 14,180 | 1,354,180 |
| | | | 7波 | | | 式 | 1,500,000 | 14,180 | 1,514,180 |
| | | | 8波 | | | 式 | 1,660,000 | 14,180 | 1,674,180 |
| | | | 9波 | | | 式 | 1,820,000 | 14,180 | 1,834,180 |
| | | ブロック型 | 10波 | | | 式 | 1,955,000 | 14,180 | 1,969,180 |
| | | | 8波(2+3+3) | | | 式 | 553,000 | 14,180 | 567,180 |
| 9波(3+3+3) | | | | 式 | 609,000 | 14,180 | 623,180 | | |
| | | 10波(2+2+3+3) | | | 式 | 723,000 | 14,180 | 737,180 | |
| | 光送信機 | | | 光出力3.5dBm相当 | 台 | 476,000 | 40,401 | 516,401 | |
| (キ)伝送専用線 | | | | | | | | | |
| (ク)ケーブル | 同軸ケーブル | 12C-2.9A | 12C-2.9A | | m | 470 | 465 | 935 | |
| | | 12C-SA | 12C-SA | 高発泡 | m | 470 | 465 | 935 | |
| | | 8C-2.1A | 8C-2.1A | 8C-SA(高発泡) | m | 330 | 447 | 777 | |
| | | 12C-FL | 12C-FL | | m | 330 | 465 | 795 | |
| | | 10C-FL | 10C-FL | | m | 240 | 447 | 687 | |
| | | 7C-FL | 7C-FL | | m | 160 | 465 | 625 | |
| | | 5C-FL | 5C-FL | | m | 90 | 360 | 450 | |
| | | 10C-HFL | 10C-HFL | | m | 290 | 465 | 755 | |
| | | 7C-HFL | 7C-HFL | | m | 210 | 447 | 657 | |
| | コルゲートケーブル | 12C-2.9A | 12C-2.9A | 埋設用 | m | 1,143 | 560 | 1,703 | |
| | | 8C-2.1A | 8C-2.1A | 埋設用 | m | 1,003 | 525 | 1,528 | |
| | | 10C-FL | 10C-FL | 埋設用 | m | 832 | 525 | 1,357 | |
| | | 7C-FL | 7C-FL | 埋設用 | m | 909 | 491 | 1,400 | |
| | 光ケーブル類 | 24芯(吊線あり) | 24芯(吊線あり) | 引下し 埋設40cm | m | 790 | 9,544 | 10,334 | |
| | | | | 引下し 架空 | m | 790 | 521 | 1,311 | |
| | | | | 集落内 架空 | m | 790 | 413 | 1,203 | |
| | | 8芯(吊線あり) | 8芯(吊線あり) | 引下し 埋設40cm | m | 680 | 9,544 | 10,224 | |
| | | | | 引下し 架空 | m | 680 | 521 | 1,201 | |
| | | | | 集落内 架空 | m | 680 | 413 | 1,093 | |
| | | 4芯(電源線付き) | 4芯(電源線付き) | 引下し 埋設40cm | m | 810 | 9,544 | 10,354 | |
| | | | | 引下し 架空 | m | 370 | 413 | 783 | |
| | | 2芯トロッ線 | 2芯トロッ線 | 集落内 | m | 250 | 413 | 663 | |
| | | | | 引込用 支持線1.2 | m | 200 | 195 | 395 | |
| | コネクタ類 | FT型 | FT型 | 12C(2.9A)用 | 個 | 4,710 | 2,263 | 6,973 | |
| | | | | 8C(2.1A)用 | 個 | 4,000 | 2,263 | 6,263 | |
| | | | | 12C(FL)用 | 個 | 3,190 | 2,263 | 5,453 | |
| | | | | 10C(FL・HFL)用 | 個 | 3,520 | 2,263 | 5,783 | |
| | | | | 7C(FL・HFL)用 | 個 | 3,520 | 2,263 | 5,783 | |
| | | NF型 | NF型 | 5C(FL・HFL)用 | 個 | 3,450 | 2,263 | 5,713 | |
| | | | | 12C(FL)用 | 個 | 1,530 | 1,044 | 2,574 | |
| | | | | 10C(FL・HFL)用 | 個 | 1,200 | 1,044 | 2,244 | |
| | | 変換コネクタ | | FT-FJ | 個 | 1,110 | 1,044 | 2,154 | |
| | | 中継コネクタ | | FT-JJ | 個 | 750 | 1,044 | 1,794 | |
| | | ATT | ATT | F-JJ | 個 | 1,660 | 1,044 | 2,704 | |
| | | | | F型 | 個 | 380 | 1,044 | 1,424 | |
| | | BON | BON | F型 | 個 | 1,840 | 1,044 | 2,884 | |
| | FT型 | | | 個 | 5,680 | 1,044 | 6,724 | | |
| | ダミー抵抗 | ダミー抵抗 | F型 | 個 | 2,360 | 1,044 | 3,404 | | |
| | | | FT型 | 個 | 6,150 | 1,044 | 7,194 | | |
| | クロージャ類 | 光接続箱 | 光接続箱 | | 台 | 710 | 1,044 | 1,754 | |
| | | 出力分岐クロージャ | 出力分岐クロージャ | | 台 | 2,360 | 1,044 | 3,404 | |
| | | 光幹線分岐クロージャ | 光幹線分岐クロージャ | | 台 | 6,150 | 1,044 | 7,194 | |
| | | トロックロージャ | トロックロージャ | | 台 | 1,754 | 1,044 | 2,798 | |
| | | | | | 台 | 184,000 | 6,065 | 190,065 | |
| | カブラ類 | 2分岐 | 2分岐 | | 式 | 5,810 | 0 | 5,810 | |
| | | 3分岐 | 3分岐 | | 式 | 15,180 | 0 | 15,180 | |
| | | 8分岐 | 8分岐 | | 式 | 30,350 | 0 | 30,350 | |
| 光コード | ビグテールケーブル | ビグテールケーブル | SC-APC | 本 | 13,200 | 912 | 14,112 | | |
| | | | SC-SPC | 本 | 6,000 | 912 | 6,912 | | |

| | 工事内容 | 規格 | | 単位 | 単価(円) | | | | |
|---------------|---------------|--------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | | 機材単価 | 工事単価 | 複合単価 | | |
| | 光接続 | 融着 | 融着 | 4芯・単芯 | ヶ所 | 400 | 3,290 | 3,690 | |
| | | メカニカルスプライス | メカニカルスプライ | 4芯・単芯 | 個 | 800 | 1,429 | 2,229 | |
| | 分岐器F型 | 1分岐器 | NH-DC()1 | 1分岐、10~20・5dBステップ | 個 | 6,400 | 1,951 | 8,351 | |
| | | | | 1分岐、8~17・3dB(5dBIに準じる) | 個 | 7,280 | 1,951 | 9,231 | |
| | 分岐器FT型 | 1分岐器 | NH-DC061 | 1分岐、6dB | 個 | 6,800 | 1,951 | 8,751 | |
| | | | | NH-DC()1(T) | 1分岐、10~20・5dBステップ | 個 | 7,760 | 1,951 | 9,711 |
| | | | | 1分岐、8~17・3dB(5dBIに準じる) | 個 | 7,760 | 1,951 | 9,711 | |
| | | | | NH-DC061(T) | 1分岐、6dB | 個 | 7,760 | 1,951 | 9,711 |
| | | | | 幹線 1分岐 | 全端子FT | 個 | 15,630 | 1,951 | 17,581 |
| | 分配器F型 | 2分配器 | NH-D2 | | 個 | 7,280 | 1,951 | 9,231 | |
| | 分配器FT型 | 2分配器 | NH-D2(T) | 2分配器 | 個 | 9,360 | 1,951 | 11,311 | |
| | ケーブルハンガー | | ケーブルハンガー | 25mm | ヶ所 | 39 | 265 | 304 | |
| | | | | 30mm | ヶ所 | 40 | 265 | 305 | |
| | | | | 35mm | ヶ所 | 50 | 265 | 315 | |
| | スパイラルハンガー | | 1.5m-35・45・60 | 1.5m-35・45・60 | 本 | 179 | 265 | 444 | |
| | | | | | | 0 | 265 | 265 | |
| | メッセンジャーワイヤー | | | 22mm | m | 65 | 165 | 230 | |
| | | | | 30mm | m | 77 | 199 | 276 | |
| ケーブル保護カバー | | | 2m | 本 | 2,840 | 265 | 3,105 | | |
| 共架札 | | | | 個 | 500 | 265 | 765 | | |
| 埋設標識シート | | 幅300mm 50m | 幅300mm | m | 290 | 243 | 533 | | |
| 埋設ケーブル立ち上げ保護管 | | | エフレックス40×10m | ヶ所 | 3,494 | 199 | 3,693 | | |
| 埋設表示杭 | | | | 本 | 2,000 | 156 | 2,156 | | |
| (ケ)中継増幅装置 | 前置増幅器 | | NH-BSTU | 利得20dB以上 | 台 | 32,800 | 5,955 | 38,755 | |
| | | | NH-BSTU | 利得30dB以上 | 台 | 33,600 | 5,955 | 39,555 | |
| | U・V増幅器 | VHF利得30~35dB・UHF利得40dB程度 | | | 台 | 168,300 | 13,478 | 181,778 | |
| | | | VHF利得-3dB程度・UHF利得40dB程度 | | 台 | 114,400 | 13,478 | 127,878 | |
| 線路増幅器 | VHF利得23dB以上 | NH-TA2 | | 台 | 52,480 | 13,478 | 65,958 | | |
| | | | VHF利得33dB以上 | 台 | 180,000 | 13,478 | 193,478 | | |
| | | | VHF延長増幅器 | 台 | 64,610 | 13,478 | 78,088 | | |
| 光増幅器 | | | 光出力13.5dBm | 台 | 425,000 | 40,401 | 465,401 | | |
| (コ)電源設備 | 電源供給器 | | 出力30V・1A | NH-PS-301 | 台 | 42,000 | 45,614 | 87,614 | |
| | | | 出力30V・3A | NH-PS-303 | 台 | 77,280 | 54,880 | 132,160 | |
| | | | 出力30V・3A | NH-PST-303 | 耐雷形 | 台 | 87,000 | 54,880 | 141,880 |
| | | | パワーインジェクター | パワーインジェクター | FT型 | 台 | 17,760 | 8,756 | 26,516 |
| | | | 出力57V・6A | NH-PST-576 | FT型 | 台 | 233,760 | 101,387 | 335,147 |
| | | | 減圧器 | 降圧器 | | 台 | 96,910 | 3,903 | 100,813 |
| | | | 昇圧器 | 昇圧器 | | 台 | 119,000 | 3,903 | 122,903 |
| | | | 受電工事 | 受電工事 | | 式 | 0 | 12,088 | 12,088 |
| | 受電契約(容量変更)手続き | 受電契約容量変更手続き | | 式 | 0 | 17,410 | 17,410 | | |
| | 給電用同軸ケーブル | | 60V供給用 | m | 1,815 | 560 | 2,375 | | |
| 引き込み用部材 | | 引き込み柱新設の場合 | 鋼管柱、防止箱、漏電遮断器 他 | 式 | 29,910 | 0 | 29,910 | | |
| | | | 引き込み柱既設の場合 | 防止箱、漏電遮断器 他 | 式 | 8,820 | 0 | 8,820 | |
| (カ)警報装置 | | | | | | | | | |
| (キ)監視装置 | パイロット信号発生器 | | | 台 | 53,550 | 12,874 | 66,424 | | |
| | 保安器 | | | 台 | 3,280 | 2,684 | 5,964 | | |
| (ク)制御装置 | 混合器 | | NH-MIX | F型・板金ケース | 台 | 10,420 | 6,082 | 16,502 | |
| | | | NH-MIX | F型・アルミダイカスト | 台 | 29,730 | 6,082 | 35,812 | |
| | フィルター | バンドパスフィルター | バンドパスフィルター | MID用 | 個 | 90,000 | 11,077 | 101,077 | |
| (ク)測定器 | 地デジ用レベル調整器 | AC100VまたはAC30V用 | | 台 | 253,500 | 11,077 | 264,577 | | |
| | | DC15V用 | | 台 | 109,000 | 11,077 | 120,077 | | |

| | 工事内容 | 規格 | | 単位 | 単価(円) | | |
|---|---------|----|--|----|-------|------|------|
| | | | | | 機材単価 | 工事単価 | 複合単価 |
| (1) 施設整備費 | | | | | | | |
| イ アに掲げるもののほか、附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経費 | | | | | | | |
| 1 | 電柱 | | | | | | |
| 2 | 接地線 | | | | | | |
| 3 | 屋外照明施設 | | | | | | |
| 4 | マンホール | | | | | | |
| 5 | 空調設備 | | | | | | |
| 6 | 監視設備 | | | | | | |
| 7 | 航空標識灯設備 | | | | | | |
| 8 | 消火設備 | | | | | | |
| 9 | 水道施設 | | | | | | |
| 10 | 貯水タンク | | | | | | |
| 11 | ろか器 | | | | | | |
| 12 | 洗面・手洗施設 | | | | | | |
| 13 | 仮眠施設 | | | | | | |
| 14 | モニターテレビ | | | | | | |

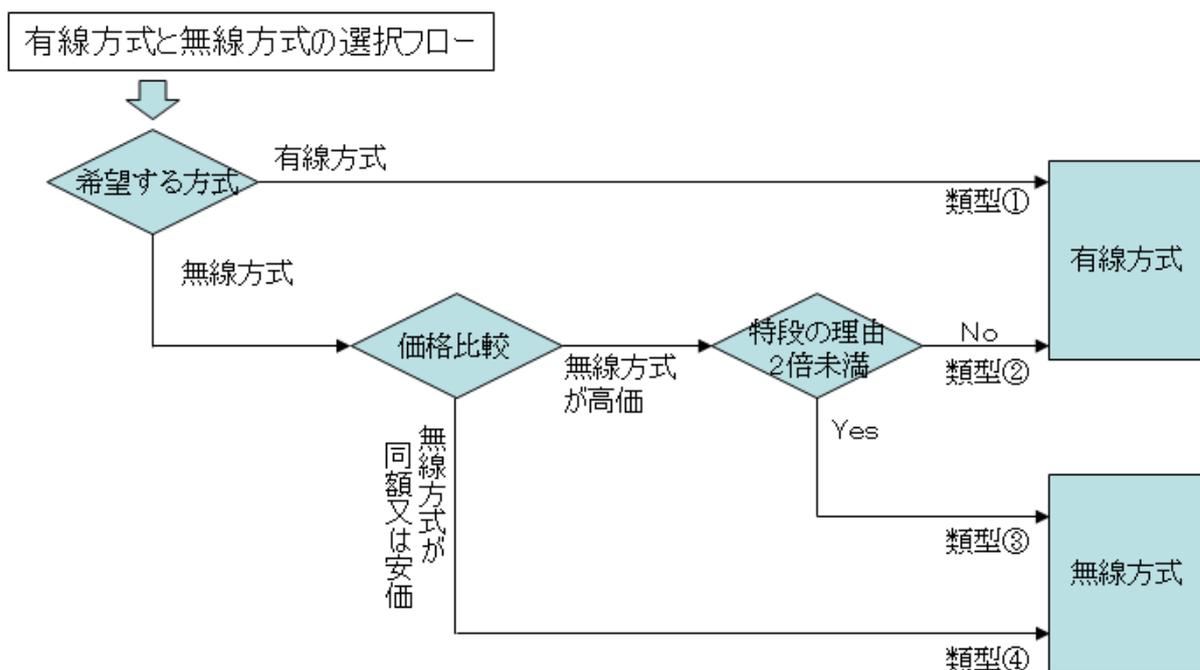
| | 工事内容 | 規格 | 単位 | 単価(円) | | |
|----|------------------------|----|----|-------|------|------|
| | | | | 機材単価 | 工事単価 | 複合単価 |
| 15 | 修理工具 | | | | | |
| 16 | 混信対策防止装置 | | | | | |
| 17 | ゴーストキャンセラー | | | | | |
| 18 | 中継用固定無線装置 | | | | | |
| 19 | 1から18までに掲げるものに類する施設・設備 | | | | | |

| | 工事内容 | 規格 | 単位 | 単価(円) | | | |
|-----------|------------|----------|---------|-------|--------|--------|-------|
| | | | | 単価 | 工事単価 | 複合単価 | |
| (1) 施設整備費 | | | | | | | |
| ウ 附帯工事費 | | | | | | | |
| 賃金 | 宿泊費 | 技術員 | 泊 | 9,000 | | 9,000 | |
| | | 電工 | 泊 | 8,400 | | 8,400 | |
| | 日当(宿泊) | 技術員 | 日 | 2,050 | | 2,050 | |
| | | 電工 | 日 | 1,850 | | 1,850 | |
| | 日当(日帰り) | 技術員 | 日 | 2,100 | | 2,100 | |
| | | 電工 | 日 | 1,770 | | 1,770 | |
| 交通費 | 固定費 | 日 | 3,000 | | 3,000 | | |
| | 走行費 | km | 14 | | 14 | | |
| 諸経費 | 機器調整費 | アンテナ設備 | 式 | 0 | 10,698 | 10,698 | |
| | | 受信点増幅器設備 | 式 | 0 | 22,112 | 22,112 | |
| | | 幹線増幅器 | 台 | 0 | 7,570 | 7,570 | |
| | 加入者端末確認作業 | 総世帯数の1割 | ヶ所 | 0 | 3,785 | 3,785 | |
| | 確認報告書作成 | | 式 | 0 | 53,490 | 53,490 | |
| | 道路・河川・鉄道横断 | | ヶ所 | | 39,030 | 39,030 | |
| | 光接続試験 | 光機器試験調整 | 光機器試験調整 | 台 | | 3,032 | 3,032 |
| | | 光損失測定 | 光損失測定 | 芯 | | 1,446 | 1,446 |

| | 工事内容 | 規格 | 単位 | 単価(円) | | |
|---------------|------|----|----|-------|------|------|
| | | | | 機材単価 | 工事単価 | 複合単価 |
| (2) 用地取得費・道路費 | | | | | | |

| | 工事内容 | 規格 | 単位 | 単価(円) | | |
|---------------|------|----|----|-------|------|------|
| | | | | 機材単価 | 工事単価 | 複合単価 |
| (2) 用地取得費・道路費 | | | | | | |
| イ 附帯工事費 | | | | | | |

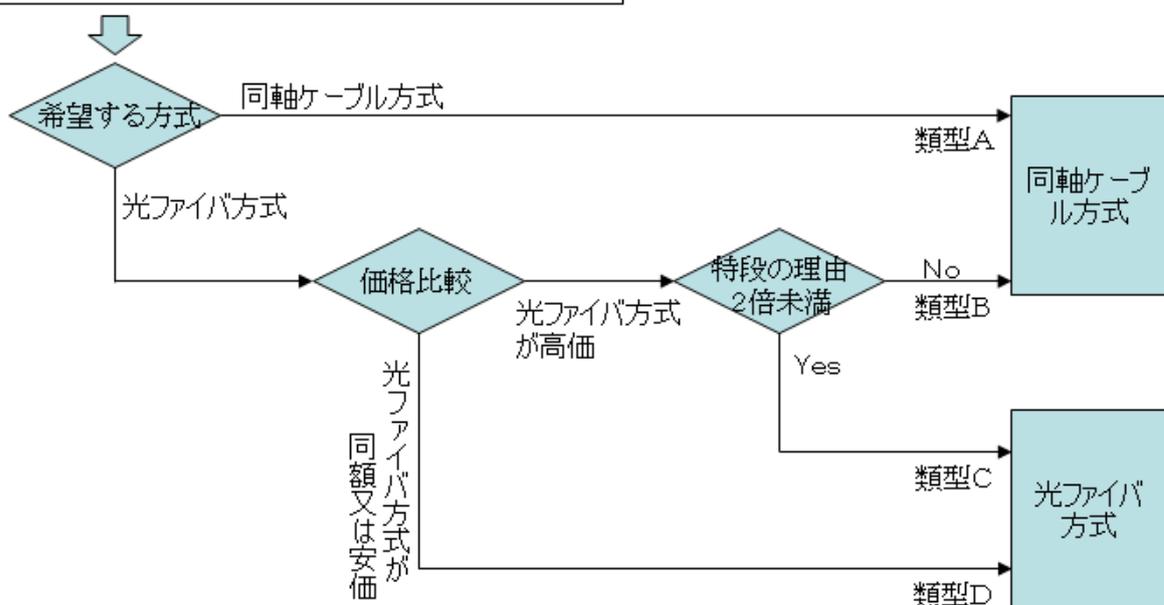
(参考 1) 辺地共聴施設整備における方式選択



類型③の例

- (1) 災害対策関連法令等で指定されているなど、無線方式が安定的運用(耐災害性)に資すると認められる場合
- (2) 地理的条件による施工工事の困難性等から、無線方式が効率的に設置・運用できると認められる場合
- (3) 屋外でのワンセグ放送受信など、デジタル放送のメリットをより大きく享受できると認められる場合

同軸ケーブル方式と光ファイバ方式の選択フロー

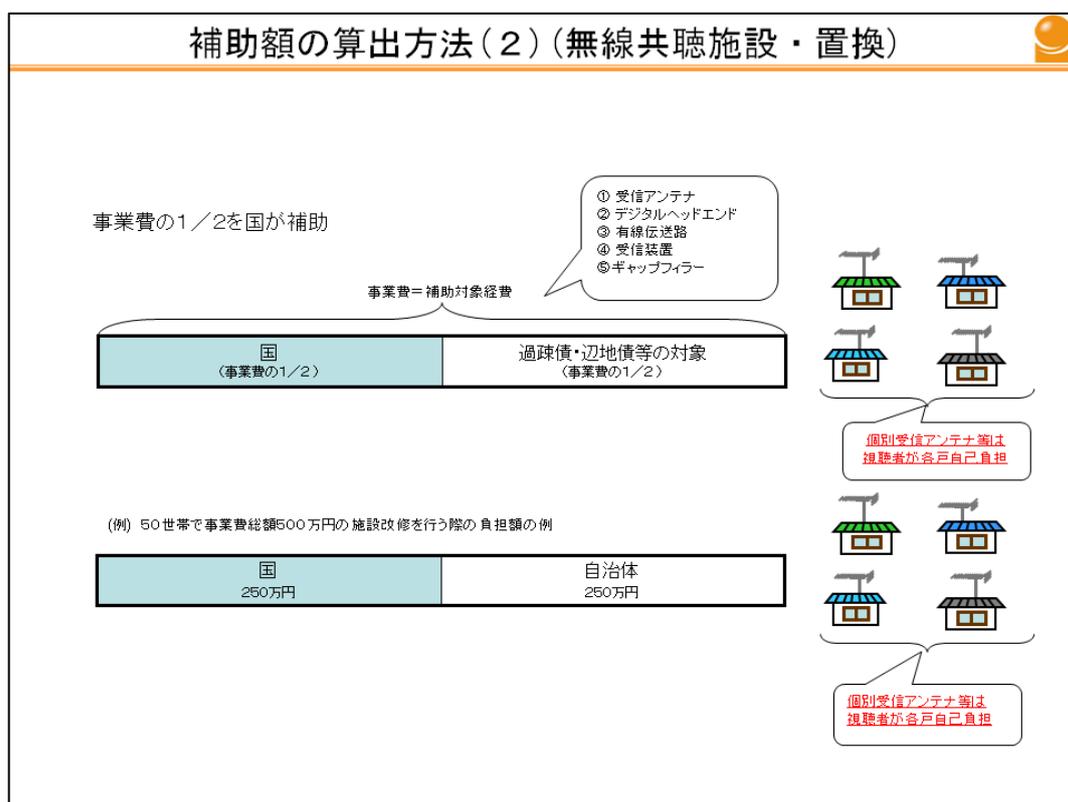
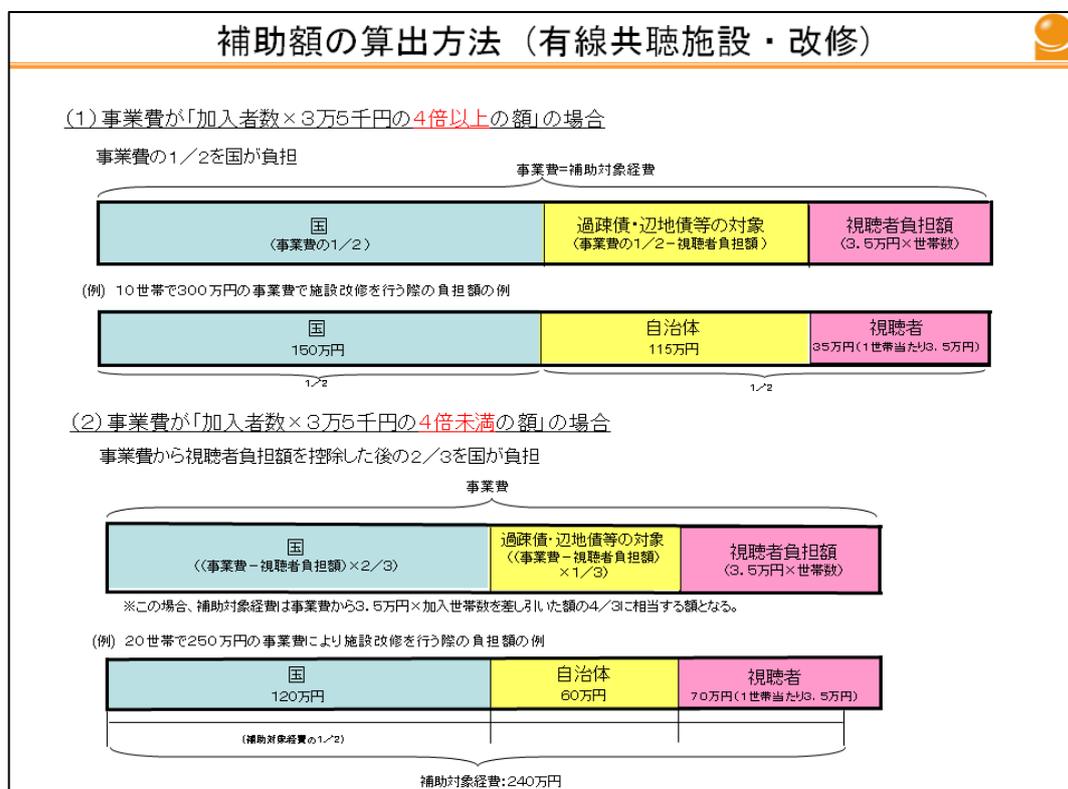


類型Cの例

- (1) 同軸伝送路より耐災害性(耐雷性など、)が高いと認められる場合
- (2) 伝送路が長距離となり、同軸伝送方式では信号劣化が著しくデジタル放送が安定的に供給できない場合
- (3) 電源確保などの施工工事において、光ファイバ方式が効率的に設置できると認められる場合

(参考2) 辺地共聴施設整備事業の負担割合

1 辺地共聴施設改修整備事業の場合



2 辺地共聴施設新設整備事業の場合

補助額の算出方法(3)(有線共聴施設・新設)

(1) 事業費が「加入者数×3万5千円の6倍以上の額」の場合

事業費の2/3を国が負担



(例) 10世帯で300万円の事業費で施設の新設を行う際の負担額の例



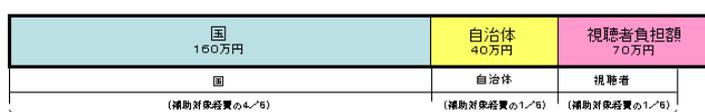
(2) 事業費が「加入者数×3万5千円の6倍未満の額」の場合

補助対象事業費から視聴者負担額を控除した後の4/5を国が負担



※この場合、補助対象経費は、事業費から3.5万円×加入世帯数を差し引いた額の6/5に相当する額となる。

(例) 20世帯で270万円の事業費で施設の新設を行う際の負担額の例



補助額の算出方法(4)(無線共聴施設・新設)

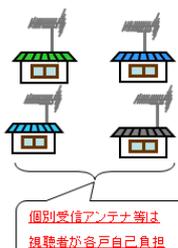
事業費の2/3を国が補助



- ① 受信アンテナ
- ② デジタルヘッドエンド
- ③ 有線伝送路
- ④ 受信装置
- ⑤ ギャップファイバー

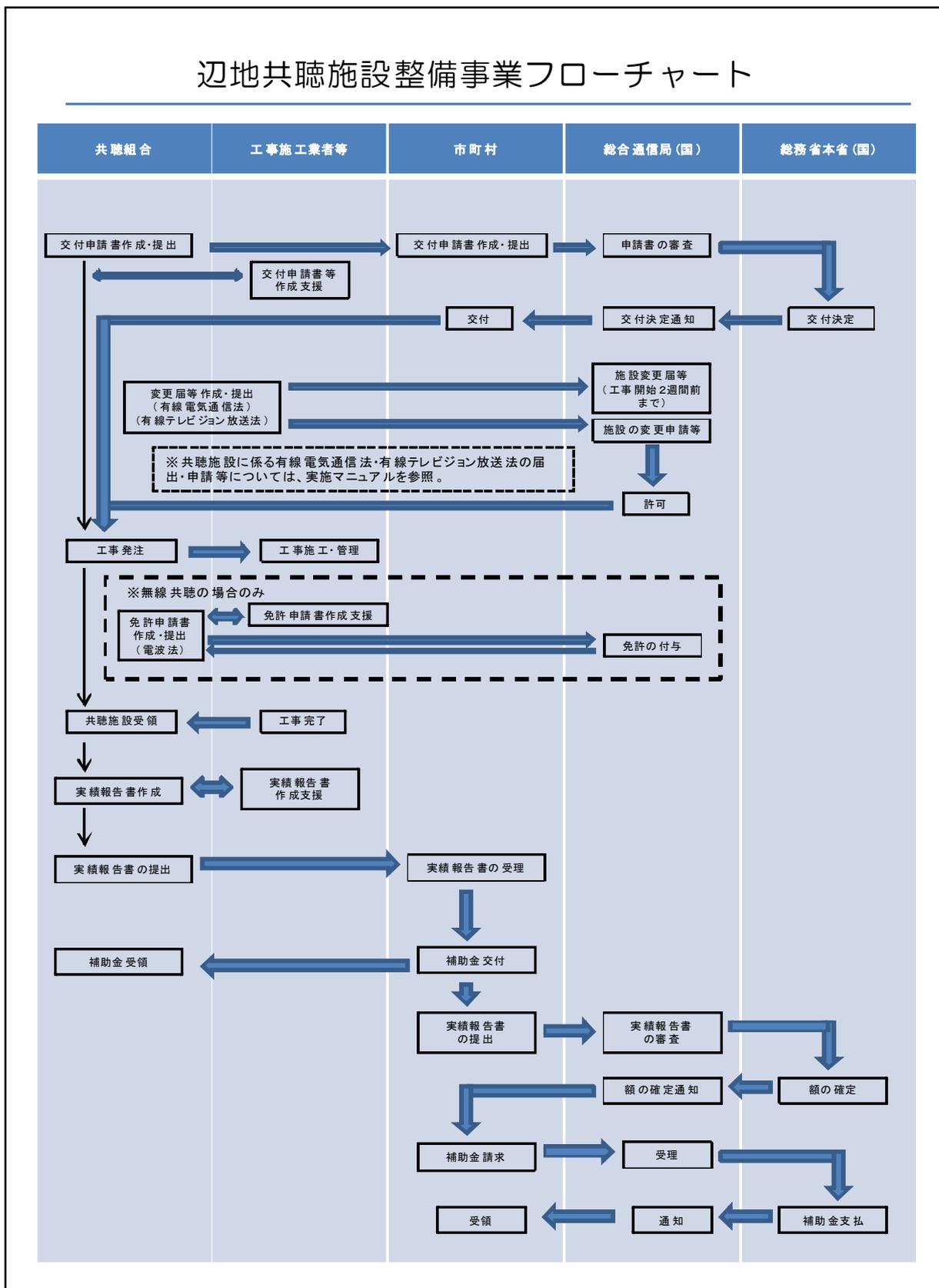


(例) 50世帯で事業費総額600万円で施設の新設を行う際の負担額の例



Ⅱ 交付申請について

1 事務のフローチャート



2 交付申請書の作成

○電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人（設立準備中のものを含む。）、都道府県又は市町村（以下「申請者」という。）は、様式第1号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

◎交付申請に当たっての留意点

- 1 交付要綱第6条の申請は、共聴対策については同要綱第3条に規定されている「市町村」に限られます。
- 2 交付申請及びそれに伴う交付決定は、補助事業の実施内容と補助金額を決定するものです。したがって、実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成してください。
- 3 共聴組合が事業主体の場合は、市町村においても補助金交付要綱等を策定し、審査する必要がありますので注意をお願いします。（交付申請の段階で策定されていることが必要です。）
- 4 交付決定の額は、50万円を下限としていますので、50万円未満となる事業については、補助対象とはなりませんので注意をお願いします。
- 5 消費税については、市町村又は共聴組合のどちらが事業主体であっても、補助対象とすることができます。（ただし、共聴組合であっても消費税額が控除される場合があります。（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第4項））

(1) 申請書の作成について

① はじめに

ア 申請書は正本（代表者の押印があるもの）と副本（コピーしたもの）の2部を提出してください。

イ 交付要綱様式1により作成する申請書かがみ、同様式別紙1「補助事業の概要」及び別紙2「工事概要書」、見積書等は内容を必ず一致させてください。

ウ 申請を行おうとする補助金以外に、関連する国庫補助事業又は単独事業を一体的に実施している（予定も含む）場合は、補助金と別事業の区分が分かるよ

うにしてください。

② 申請書の構成について

以下の資料を順番に編纂のこと。

- ア 申請書（交付要綱様式第1号）
- イ 補助事業の概要（交付要綱様式第1号別紙1）
- ウ 工事概要書（交付要綱様式第1号別紙2）
- エ 市町村の補助事業に関する規程又は要綱（共聴組合が事業主体に限る）
- オ 見積書
- カ 契約予定内容に関する調査票（別添3）
- キ 口座設置届出書（別添4）
- ク 参考資料

必要に応じてア～クを補足する説明資料（理由書等を含む）を添付のこと

◎交付申請書の作成に当たっての留意点

- 1 複数の共聴施設を1の市町村が一括して申請する場合は、イ、ウ、オについて共聴施設ごとに編纂をお願いします。
- 2 複数の共聴施設を1の工事事業者が一括して請け負う場合、オの記載はどの共聴施設の工事であるのかを明確にしてください。（例：事業費の総括表を添付するなど）
- 3 添付する図面（配置図等）については、見積書に明記されている補助対象設備が確認できるものをお願いします。（例：ブロックダイヤグラムなど）

（2）申請書の記載例

交付要綱様式第1号、同様式第1号別紙1第4、同様式第1号別紙2

（3）見積書

見積書は、別添2の「標準価格」を参考に作成してください。

ただし、標準価格を参考にすることが困難な場合には、適宜の方法で作成することができます。

見積書の作成に当たっては、次の点に留意してください。

◎見積書の作成及び確認留意点

1 表紙

- (1) 見積書作成者（自治体又は工事業業者）（代表者名、印も必要）
- (2) 見積書作成の日付
- (3) 工事名

2 内訳書

内訳書については、以下のポイントについて確認をお願いします。特に、標準価格を参考としないで適宜の方法により見積書を作成した場合には十分留意してください。

い。

- (1) 経費の分類及び金額の積算については、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- (2) 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
 - ・ 交付対象、交付対象外の費目が細くなる場合には、別表でまとめること。
 - ・ ○○一式△△円となっている場合はその内訳を確認すること。
- (3) 見積もりが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- (4) 機器の個別単価が社会一般的な物価等に対して著しく乖離していないか確認すること。補助金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を添付すること。
 - ・ 確認のポイント
 - 標準価格に示した価格と比較・確認する
 - 複数事業者の相見積りを取る
 - 補助金と同時に実施される単独事業等の積算を確認する
 - 積算の根拠とした資料名を記した資料を添付のこと
- (5) 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。
- (6) 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか、歩掛はどのような基準に基づいているかを記載すること。
- (7) 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率により算出している場合は、どのような基準に基づいているかを記載すること。また、率によらず必要な経費を積上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出すること。
- (8) 撤去費については、既存共聴施設を撤去しなければ、新施設の建設事業を実施することができないなどその理由を添付すること（交付対象とする撤去工事の範囲を図面等で明示すること）。

(4) 契約予定内容に関する調査票（別添2）

随意契約（プロポーザル方式及びコンペ方式も含む。）による場合には、その理由を明確に記載すること。

○プロポーザル方式：そのプロジェクトに最も適した創造力，技術力，経験などを持つ「設計者（人）」を選ぶ方式

○コンペ方式：「設計案」の良否を検討して選ぶ方式

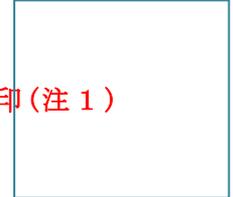
記載例：補助金交付申請書

様式第1号（第6条第1項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

市町村長
総務 太郎 印(注1)



平成〇〇年度電波遮へい対策事業費等補助金交付申請書

（国庫債務負担行為に係る）平成〇〇年度電波遮へい対策事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

印
と記載すること。

記

1 補助事業の目的

地理的、地形的な条件により家庭のアンテナでは〇〇町をエリアとする地上アナログ放送が良好に受信できない地域において、地上デジタル放送を受信するため、各利用世帯までの引き込み線に当たる部分を無線（有線）によって伝送する施設を整備することにより、当該地域の難視聴解消を図る。

2 交付を受けようとする補助金の額（注2） 金 〇〇, 〇〇〇千円

（注2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

3 補助事業の概要

- 別紙1 第1（電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業（施設・整備費等）の場合）
- 別紙1 第2（携帯電話等エリア整備事業（賃借費）の場合）
- 別紙1 第3（デジタルテレビ中継局整備事業の場合）
- 別紙1 第4（辺地共聴施設整備事業の場合）
- 別紙1 第5（暫定的難視聴対策事業の場合）

- 別紙1 第6 (デジタル受信相談・対策事業の場合)
- 別紙1 第7 (地上デジタルテレビ放送コールセンター事業の場合)

- (4 年割額)
(5 有利子資金の借入先別借入金額及び利率) (注3)

(注3) 「年割額」並びに「有利子資金の借入先別借入金額及び金利」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4 添付資料

(1) 対策事業に要する経費の見積書

(2) 無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備される施設を利用することについての確約書 (電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業の場合)

都道府県及び市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱 (既に提出されたものと同一の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。)

対策事業を市町村の連携主体が行う者については、

① 当該対策事業を行う市町村の連携主体を構成する全市町村を列記したもの

② 本様式に従って交付申請書を提出する市町村が、当該対策事業を行う市町村の連携主体の代表団体であることが確認できるもの (注3)

(注3) 連携主体を構成するすべての市町村が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

※連携主体に該当する場合は、■で塗りつぶしてください。

(3) 工事概要書 携帯電話等エリア整備事業 (賃借費)、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業及び地上デジタルテレビ放送コールセンター事業を除く。)

別紙2

記載例：補助金交付申請書

様式第1号：別紙1 第4

補助事業の概要

| | | |
|---|---|--|
| 市町村名 代表者氏名（注1） 又は共聴組合名 代表者氏名（注3） | （事業主体となる者を記載すること） （注2） | |
| 施設の設置場所 | 〇〇県〇〇郡〇〇町の一部 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇 ※有線共聴の場合は受信点。無線共聴の場合は受信点及び送信点 | |
| 着工予定日 | 交付決定日以後、速やかに着手 | |
| 完了予定日 | 平成〇〇年〇月〇〇日 ※当該年度内であること。 | |

余裕を持って完了予定日を記載することは可能ですが、一律年度末に設定するなどは避けてください。なお、間接補助事業者における工事完了日は、支払いが完了した日です（P75参照）。

| 利用予定サービス名 | 利用予定事業者名 | サービスエリア |
|-----------|--------------------------|-------------------------|
| 地上デジタル放送 | （事業主体となる者を記載すること） | 〇〇町〇〇 〇〇町〇〇 〇〇町〇〇 |

共聴組合名を記載してください。

| | | |
|-----------------------|-----------|----------------------|
| 国庫補助金申請額 事業費 × 補助率 | | 事業費 |
| 記載不要です。 | | 補助対象となる事業費を記載してください。 |
| 経費区分 | 施設・設備費 | 〇〇, 〇〇〇 |
| | 用地取得費・道路費 | 〇〇, 〇〇〇 |
| | 合計 | 〇〇, 〇〇〇 (□□, □□□) |

記載不要です。

事業費と補助対象経費が異なる場合には、事業費を記載するとともに、補助対象経費を（ ）書きで記載してください。

世帯数（使用されているタップオフの端子の数）を記載してくだ

備 考

自主事業（補助対象外事業）を併せて実施する場合は、その事業費の資金計画等を、記載例を参考に記載してくださ

（注1） 辺地共聴施設整備事業を行う者が、市町村の場合に記載のこと。

（注2） 地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長名」

と記載すること。

（注3） 辺地共聴施設整備事業を行う者が、共聴組合の場合に記載のこと。

千円

記載例

| 収 入 (資金計画) | | 支 出 (補助対象外事業費) |
|-----------------|---------|-------------------|
| 借入金 | 〇〇, 〇〇〇 | 〇〇, 〇〇〇 |
| 自己資金 | 〇〇, 〇〇〇 | |
| その他 () (注4) | 〇〇, 〇〇〇 | |
| 合 計 | 〇〇, 〇〇〇 | 〇〇, 〇〇〇 |

（注4） 財源の内容を記載する。（例：市町村実施事業（地方債）など）

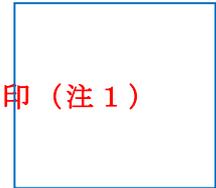
記載例：補助金交付申請書

様式第1号：別紙2

工事概要書

市町村長
総務 太郎

印（注1）



（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印」
と記載すること。

全ての項目を記載してください

1 設置場所（注2） 〇〇県 〇〇郡 〇〇町 〇〇
（注2）施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネル
に
固有名称が有る場合は、当該名称を付記する。

2 建設用地
(1) 敷地面積 〇〇〇. 〇m² } 有線共聴の場合は受信点。無線共
(2) 海拔高 〇〇〇m } 聴の場合は受信点及び送信点ご
と。
(3) 敷地の所有関係
 購入
 借地 県、市有地、その他（具体的に）の別
 既所有 主な借地条件（借地料、借地期間等）
(4) 用地周辺の状況 平地、山地の別
取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等
(5) 開発規制の状況 地目 〇〇〇
開発規制指定解除の必要の有無

3 施設の内容
(1) 鉄塔の構造等 〇〇〇〇型 高さ（地上高） 〇〇m
(2) ケーブルの長さ 〇〇〇m
(3) 中継増幅装置の数 〇台
該当する事項を記載してください。
有線方式への改修の場合には、取替又は追加に
係る事項のみを、その旨を併記して記載してく
ださい。

4 実施計画
(1) 着手（予定）年月日 交付決定日以降、速やかに着手
(2) 用地取得（予定）年月日 交付決定日以降、速やかに着手
(3) 着工（予定）年月日 交付決定日以降、速やかに着手
(4) 完了（予定）年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
余裕を持って完了予定日を記載す
ることは可能ですが、一律年度末
に設定するなど避けてくださ
い。
なお、間接補助事業者における工
事完了日は、支払いが完了した日

5 利用見込み

| | | | |
|-----------------|-------------|-------------------------|---------------------|
| 利用予定サービス名（注3） | 利用予定事業者名 | サービスエリア | サービス開始（予定） 年 月 日 |
| デジタル方式のテレビジョン放送 | 〇〇テレビ共同視聴組合 | 〇〇町〇〇 〇〇町〇〇 〇〇町〇〇 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |

6 資金計画

余裕を持ってサービス開始日を記載することは可能ですが、一律年度始めに設定するなどには避けてください。

（千円）

| 収 入 | | 支 出 | | |
|--------------|----------------|-----------|-----------|---------|
| 財 源 内 訳 | | 経 費 区 分 | (事 業 費) | |
| 補 助 金 | 交付（予定）額 | 施設・設備費 | 〇〇, 〇〇〇 | |
| | 〇〇, 〇〇〇 | | | |
| 対策事業を行う者の負担額 | 予 算 額 | 用地取得費・道路費 | 〇〇, 〇〇〇 | |
| | 借 入 金 | | | 〇〇, 〇〇〇 |
| | 自 己 資 金 | | | 〇〇, 〇〇〇 |
| | その他（ ） （注4） | | | 〇〇, 〇〇〇 |
| 小 計 | 〇〇, 〇〇〇 | | | |
| 合 計 | 〇〇, 〇〇〇 | 合 計 | 〇〇, 〇〇〇 | |

（注4）財源の内容を記載する。（例：市町村実施事業（地方債）など）

7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図（配置図及び立面図の概略）
- (3) 施設のブロックダイアグラム（有線方式による改修の場合には、取替又は追加する機器が、それぞれ識別されていること）

別添 3 契約予定内容に関する調査票（第2章 2の(1)②カ関係）

(1) 補助事業を行うに当たって予定している契約(分割発注を予定している場合は、契約毎に記載)をすべて記載。

| 番号 | 契約名(予定) | 契約の内容 | 契約の形態 | 見積社数 | 見積額(円) |
|----|---------|-------|-------|------|--------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | | |

注1 「契約の形態」は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約を記載。

注2 「見積者数」は、事業費を算出するに当たり、見積もりを取った者数を記載。

注3 「見積額」は、見積もりにより申請書を作成する際に採用した金額を記載。

注4 随意契約は、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合に限りできるものである。

(2) (1)の契約において、補助対象外の契約が含まれていれば、その契約内容を記載。

| 番号 | 契約名(予定) | 契約の内容 | 見積額(円) | うち補助対象外見積額(円) |
|----|---------|-------|--------|---------------|
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | | | | |

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記載。

(3) 前記(1)で随意契約を予定している場合は、随意契約を行う根拠及びその理由を記載。

| 番号 | 契約名(予定) | 随意契約を行う根拠 (地方自治法) | 随意契約の理由 |
|----|---------|----------------------|---------|
| | | | |
| | | | |

注 「番号」については、(1)の契約「番号」に対応する番号を記載。

別添 4 (第 2 章 2 の (1)②キ関係)

平成 年 月 日

官署支出官

総務大臣官房会計課長 殿

氏名

印

下記のとおり口座を設置（開設）したので届けます。

| 届出区分 (該当に○印) | 新規・変更 | 変更の場合は旧債主コードを記載 | |
|-----------------|---|-----------------|-------|
| | | 旧債主コード | |
| 口座名義 | フリガナ | | |
| | 氏 名 | | |
| 住 所 | 郵便番号 | | |
| | フリガナ | | |
| | 漢 字 | | |
| 銀行等名称 | 銀行 金庫 農協 支店 (出張所) | | |
| 預金種別 (該当に○印) | ①普通預金 (総合口座) ②当座預金 ③通知預金 ④別段預金 | | |
| 口座番号 | 銀行番号 | 支店番号 | 口座番号 |
| 所 属 | 職 員 | 局 課 (室) | |
| | 委員等 | | |
| | 法 人 | | |

※太枠内を記載してください。

3 有線電気通信法による届出、有線テレビジョン放送法による設置許可

◎有線電気通信法と有線テレビジョン放送法との手続関係について

| 施設の規模 | 施設の面 | | | 業務の面 有テレ法による業務 開始届等 |
|---------------------|------------------|----------------------------|---------|---------------------------|
| | 有テレ法による 設置の許可 | 有線法による設置届 | | |
| | | 同一建物内及 び同一構内に 設置する場合 | 左記以外の場合 | |
| 501 端子以上 | ○ | × | × | ○ |
| 51 端子から 500 端子まで | × | × | ○ | ○ |
| 50 端子 以下 | 自主放送 を行うもの | × | ○ | ○ |
| | 同時再送 信のもの | × | ○ | × |

(注) ○印は要、×印は不要を表す。

◎有線電気通信法による届出に当たっての留意点

- 有線共聴施設・無線共聴施設のどちらの改修又は新設であっても、有線電気通信法第3条第1項から第3項までの規定による届出が工事開始の2週間前までになければ補助対象とはならないので注意してください。(特に届出のない共聴施設を補助金によって改修する場合は、交付申請書を提出する前に同法による届出を提出すること)
- 使用する様式について
 - 【無線共聴】
 - 設置する場合
有線電気通信法施行規則別紙様式第1及び第2
 - 変更する場合
有線電気通信法施行規則別紙様式第4及び第2
 - 廃止する場合
有線電気通信法施行規則別紙様式第5
 - 【有線共聴施設であって、端子数が50以下】
無線共聴の場合と同じ
 - 【有線共聴施設であって、端子数が51以上500以下】
無線共聴の場合と同じ。ただし、その場合は有線テレビジョン放送法施行規則別記第8の様式による業務開始届も提出する必要があります。

また、次の様式により提出することができます。

○有線テレビジョン放送の設備及び業務に関する届出の特例別記様式

(1) 有線電気通信法による届出

① はじめに

ア 届出書は正本（代表者の押印があるもの）と副本（コピーしたもの）の2部を提出してください。

イ 届出と交付申請で共通する事項は一致させてください。

ウ 届出書を郵送する際は、切手の貼った返信用封筒を同封してください。（宛先は各地方総合通信局）

② 届出書の記載例

○有線電気通信法施行規則別紙様式第一（有線電気通信設備設置届）

○有線電気通信法施行規則別紙様式第二（事項書）

○有線電気通信法施行規則別紙様式第四（有線電気通信設備変更届）

○有線電気通信法施行規則別紙様式第五（有線電気通信設備廃止届）

○有線テレビジョン放送の設備及び業務に関する届出の特例別記様式（有線テレビジョン放送設備設置及び業務開始届）

(2) 有線テレビジョン放送法による許可

有線テレビジョン放送法による設置許可の対象は、有線共聴施設であり、かつ、当該施設の引込端子の数が501以上のものとなります。

設置許可の申請に当たっては、有線テレビジョン関係法令に従い総務省（各総合通信局）にご相談の上、申請書を提出してください。

<参照法令>

○有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）

○有線テレビジョン放送法施行令（昭和47年政令第441号）

○有線テレビジョン放送法施行規則（昭和47年郵政省令第40号）

記載例：有線電気通信法による届出

別紙様式第一（第1条関係）

有線電気通信設備設置届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
氏 名

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 総務 太郎 印



電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、別紙の書類を添えて届け出ます。

記載例：有線電気通信法による届出

別紙様式第二（第1条関係）

事 項 書

1 有線電気通信の方式

テレビジョン（音声複合）

2 通信事項

NHK、〇〇テレビジョン放送局（総合）の放送の同時再送信

3 設備の設置場所

(1) 機 械（中継増幅器及び光電変換器を除く）

| 種 別 | 設 置 場 所 住 所 |
|--------|-------------|
| 受信点 | 〇〇町〇〇 |
| ヘッドエンド | 〇〇町〇〇 |

※無線共聴の場合で送信点まで有線で引き込む場合は当該送信点も記載のこと。

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

別添地図に記載のとおり

(3) 設備と付近の他の施設との関係 ※該当する場合は記載のこと。

ア 電線等との離隔関係

| 設 備 | | 架空電線の支持物 | 単独柱の架空電線 | 共架柱の架空電線 | 屋内電線 | 地中電線 | 備 考 |
|---------|------|----------|----------|----------|------|------|-----|
| 付近の他の施設 | | | m | m | | | |
| 強電流電線 | 低 圧 | m () | () | () | m | m | |
| | 高 圧 | () | () | () | | | |
| | 特別高圧 | () | () | () | | | |
| 建 造 物 | | | | | | | |

イ 道路等との関係

| 設 | 架 空 電 線 | 備 考 |
|---|---------|-----|
| | | |

| | | | |
|-----------------------|--------|----------------------------|---|
| 備 付近 係 の他の施設 | 関 | 道路、鉄道又は軌道、横断 歩道橋上の最低の高さ | |
| | 道 路 | | m |
| | 鉄道又は軌道 | | |
| | 横断歩道橋 | | |
| | そ の 他 | | |

4 設備の概要

(1) 機 械

ア 交換機

| 種 類 | 回線容量 | 台 数 | 備 考 |
|-----|------|-----|-----|
| — | — | — | |
| — | — | — | |

イ 増幅器（中継増幅器を含む）又は光電変換器

| 種 類 | 定格出力レベ ル | 台 数 | 備 考 |
|-----|-------------|-----|-----|
| 〇〇〇 | 〇W又はdB m | 〇〇 | |
| | | | |

ウ 端末機器

| 種 類 | 台 数 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
| — | — | |
| — | — | |

エ 保安装置

| 種 類 | 台 数 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
| — | — | |
| — | — | |

(2) 線 路

ア 線 条

| 架空、地下、水底の 別 | 線 種 | 対 数 | こう長 | 延 長 | 備 考 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | km | km | |

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| 計 | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|

イ 電 柱

| 種 類 | 数 量 | 共架電柱の相手方別数量 | | | 備 考 |
|-------------|-----|-------------|-----------|-----|-----|
| | | 電気通信 事業者 | 電気事業 者 | その他 | |
| 木 柱 | 本 | 本 | 本 | 本 | |
| コンクリート 柱 | | | | | |
| 鉄 柱 | | | | | |
| そ の 他 | | | | | |
| 計 | | | | | |

(3) 線路の電圧

V以下

(4) 通信回線の電力

| 通信回路の種別 | 周波数の別 | 電 力 | 備 考 |
|---------|-------|-----|-----|
| | | | |
| | | | |

5 工事開始及び設置の予定期日

平成〇〇年〇〇月〇〇日 （～平成〇〇年〇〇月〇〇日）

6 その他

記載例：有線電気通信法による届出

別紙様式第四（第4条関係）

有線電気通信設備変更届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
氏 名

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 総務 太郎 印



電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

有線電気通信設備を下記により変更するので、有線電気通信法第3条第3項の規定に基づき、別紙の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更事項
- 2 変更に係る設備の届出年月日

注1 氏名を自筆で記載したときは、押印を省略できる。法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記載したときは、押印を省略できる。

注2 変更事項については、「有線電気通信の方式」、「設備の設置の場所」等と記載すること。

注3 変更により法第3条第2項各号に掲げる設備（第2条に掲げるものを除く。）に該当することとなるときは、別紙様式第三の書類を添えて提出すること。

注4 変更工事開始及び完了の予定年月日

記載例：有線電気通信法による届出

別紙様式第五（第5条関係）

有線電気通信設備廃止届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

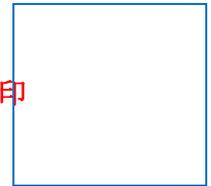
郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

氏 名

〇〇テレビ共同視聴組合

組合長 総務 太郎 印



電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

有線電気通信設備を下記により廃止したので、有線電気通信法施行規則第5条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 廃止年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 廃止に係る設備の届出年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
(番号)
- 3 設備の設置場所

記載例：有線テレビジョン放送設備設置及び業務開始届

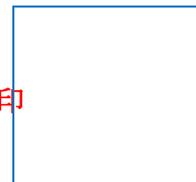
有線テレビジョン放送設備設置及び業務開始届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
氏 名

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 総務 太郎 印



電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

有線テレビジョン放送施設である有線電気通信設備を設置して、有線テレビジョン放送の業務を行うので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項並びに有線テレビジョン放送法第12条の規定により下記のとおり届け出ます。

注 有線電気通信法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備に該当しない有線電気通信設備及び有線電気通信法施行規則第2条に掲げる有線電気通信設備にあつては、「第2項並びに」の文字を抹消すること。

記

1 届出者

| 業務を執行する役員の氏名 | 資 本 の 額 |
|--------------|---------|
| 総務 太郎 | — 千円 |

注1 「業務を執行する役員の氏名」欄には、市町村の場合は長。共聴組合の場合は代表者を記載すること。

2 「資本の額」欄には、記載を要しない。

3 届出者が共聴組合である場合は、団体の規約を添付すること。

2 設備の設置の場所

(1) ヘッドエンド及び主たる演奏所

| 区 別 | 設置場所 |
|--------|----------|
| 受信空中線 | 〇〇県〇〇町〇〇 |
| ヘッドエンド | 〇〇県〇〇町〇〇 |

注1 設置の場所は、たとえば、「(何) 県 (何) 市 (何) 町 (何) 丁目 (何) 番 (何) 号 (何) ビルの屋上」のように記載すること。

2 受信空中線がある場合は、その設置の場所を注1に準じて付記すること。

(2) 線路及び付近の道路

注 地図に記載すること

(3) 設備と工作物又は道路との関係

| | | | | | | | | |
|--------------------|------------------|------|-------------------------------|------------|------------|-----------|------|----|
| ア 電線等との 離隔距離 | 設備 付近の工作物 | | 架空電線の支持物 | 単独柱の架空電線 | 共独柱の架空電線 | 屋内電線 | 地中電線 | 備考 |
| | 電線 | | | 0.3m | 0.3m | | | |
| | 強電流 | 低圧 | 0.3m () | 0.3 () | 0.3 () | 0.3m | m | |
| | | 高圧 | 0.3 () | 0.5 () | 0.5 () | | | |
| | 電線 | 特別高圧 | () | () | () | | | |
| | 建造物 | | | 0.3 | 0.3 | | | |
| イ 道路等との 関係 | 設備 付近の道路及び工作物 | | 架空電線 道路、鉄道又は軌道、横断歩道上の最低の高さ | | | 備考 | | |
| | 道路 | | 5m | | | | | |
| | 鉄道又は軌道 | | 6 | | | | | |
| | 横断歩道橋 | | 3 | | | | | |
| | その他 | | 5 | | | 河川横断(水面上) | | |
| | | | | | | | | |

注1 アの強電流電線の備考欄には、その種別（強電流ケーブル等）及び保護網（線）設置の有無を記載すること。また、付近の工作物の電線が裸電線であるときは、その旨を記載すること。

2 電車線に接近又は交差する場合は、アの強電流電線の欄の括弧内に記載すること。また、備考欄には、注1の要領で記載すること。

3 イの備考欄には、例えば、「歩道と車道との区別がある道路」のように記載すること。

3 設備の概要

| | | | | | | | |
|---|--------------------|---------------|----------|-------------|-----------|-----|-----|
| 機 械 | (1) | ヘッド ド エ | 種 類 | 台 数 | 備 考 | | |
| | | | 〇〇〇〇 | 〇台 | | | |
| | 自装 主置 放 送 | 種 類 | 台 数 | 備 考 | | | |
| | | 〇〇〇〇 | 〇台 | | | | |
| | 中器 継 増 幅 | 種 類 | 台 数 | 定格出力 レベル | 備 考 | | |
| | | 〇〇〇〇 | 〇台 | 〇〇dB μ | | | |
| 配 ツ 岐 器 プ 器 及 オ 、 び フ 分 タ | 種 類 | 台 数 | 備 考 | | | | |
| | 〇〇〇〇 | 〇台 | | | | | |
| 保 安 装 置 | 種 類 | 台 数 | 備 考 | | | | |
| | 〇〇〇〇 | 〇台 | | | | | |
| (2) | 線 条 | 架空及び地下の別 | | 線 種 | こ う 長 | 備 考 | |
| | | 〇〇 | | 〇〇 | 〇m | 〇〇 | |
| 線 路 | 電 柱 | 種 類 | 数 量 | 共架電柱の相手方別数量 | | | 備 考 |
| | | | | 電気通信 事業者 | 電気事業 者 | その他 | |
| | | 木 柱 | 〇〇〇 本 | 〇〇本 | 〇〇本 | 〇〇本 | |
| | | コンクリート 柱 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | | |
| | | 鉄 柱 | | | | | |
| | | そ の 他 | | | | | |
| 計 | 〇〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | | |
| (3) | 通 電 路 | 電 力 | 電 力 | 備 考 | | | |
| | | | 〇dBm | | | | |

| | | | |
|-------------------------|-----|-----|--|
| 信力の 回及電 線び圧 の線 | 電 圧 | 〇〇〇 | |
|-------------------------|-----|-----|--|

注1 (1)のヘッドエンドの種類欄には、例えば、「前置増幅器」、「受信増幅器」、「周波数変換器」、「変調器」のように記載すること。

2 (1)のヘッドエンドの備考欄には、ヘッドエンドの出力端子及び前置増幅器の定格出力レベル(単位dBμ)単位を記載すること。

3 (1)の自主放送装置の種類欄には、主たる演奏所に常置するもののみについて、例えば、「スタジオカメラ」、「マイクロホン」、「フィルム投射器」のように記載すること。

4 (1)の中継増幅器の種類欄には、例えば、「幹線増幅器」、「分岐増幅器」、「延長増幅器」のように記載すること。

5 (1)の分岐器(設備の線路に送られた電磁波を分岐する装置であつて、分配器及びタップオフでないものをいう。以下同じ。)、分配器(設備の線路に送られた電磁波を等分する装置であつて、タップオフでないものをいう。以下同じ。)及びタップオフの種類欄には、例えば、「分岐器(4分岐)」、「分配器(2分配)」、「タップオフ(4分岐)」、「タップオフ(2分配)」のように記載すること。

6 (1)の分岐器、分配器及びタップオフの備考欄には、引込端子の総数を記載すること。

7 (1)の保安装置の種類欄には、製品名及び製造者名を記載すること。

8 (1)の各機械の種類欄には、光電変換器がある場合は、例えば、「LD(1.5μm)」、「LED(0.85μm)」のように記載すること。

9 (2)の線条の線種欄には、例えば「7C-2V」、「6心GI型光ファイバケーブル」のように具体的に記載すること。

10 (2)の電柱の数量欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記載すること。

11 (2)の電柱の木柱の備考欄には、共架電柱以外の木柱について、長さが6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであつて元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが10センチメートル以下であるものの本数を再掲すること。

12 (3)の備考欄には、設備の通信回線が有線電気通信設備令施行規則(昭和46年郵政省令第2号)第2条第1項第4号及び第5号に掲げる場合に該当するものであるときは、その旨を記載すること。

13 (3)の電圧欄に記載した値が実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

14 受信空中線がある場合は、(1)のヘッドエンドの欄に記載し、備考欄に受信空中線の地上高(単位m)を記載すること。

4 工事開始及び設置の予定期日

工事開始予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

注 工事を要しない場合は、設置の日を記載すること。

5 業務の概要

| | | | | |
|-------------------------|--------------------------|---------------------|---------------|--|
| (1) 業 務 | 使用する周波数 | 用途 | | |
| | NHK、〇〇テレビジョン放送局の放送の同時再送信 | 〇〇〇MHz | | |
| | 〇〇〇 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| (2) | 業務区域 | 地図に記載のとおり | | |
| (3) 自 主 放 送 | 放送番組の編集の基準 | | 放送時間 | |
| | — | | 1日当たり 時間 | |
| | | | 主たる放送事項 | |
| | | | — | |
| | | | 放送番組審議機関設置年月日 | |
| — | | | | |
| (4) 業務開始の予定期日 | — | (5) 業務開始時の受信契約者の見込数 | — | |

注1 (1)の用途の欄には、例えば、「NHK(何)テレビジョン放送局(総合)の放送の同時再送信」、「(何)社(何)テレビジョン音声多重放送局の放送の同時再送信」、「(何)社(何)テレビジョン文字多重放送局の放送の同時再送信」、「(何)社(何)電気通信役務利用放送の同時再送信」、「賃貸用」、「自主放送」のように記載すること。

2 テレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信する場合には、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者の同意書の写しを添付すること。(ただし、簡素化により省略することもできる。)※

3 (2)の欄には、「地図に記載のとおり。」と記載し、有線テレビジョン放送の業務区域を2の(2)の地図に記載すること。

4 (3)の欄は記載を要しない。

5 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(参考3) 区域内再送信同意の簡素化について

平成20年5月23日

(社) 日本CATV技術協会 御中
全日本電気工事業工業組合連合会 御中
(社) 電設工業協会 御中
全国電機商業組合連合会 御中

全国地上デジタル放送推進協議会

既設共聴施設のデジタル化対応に伴う区域内再送信同意の簡素化について (通知)

拝啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会の地上デジタル放送推進への取組みに、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2011年の地上デジタル放送への完全移行に向けては、改修のための手続き等に時間を要する集合住宅共聴施設、辺地共聴施設及び都市受信障害対策共聴施設のデジタル化への対応が急務となっており、それらの共聴施設のデジタル化対応の迅速化のために、早期に総合的・重点的な対策を講じることが必要であります。

その対策の一環として、当協議会では、既設の共聴施設のデジタル化対応に伴う区域内再送信同意の簡素化にも取り組むこととし、このたび、別添1の条件を満たす共聴施設について、当分の間(2012年末まで)、

①再送信同意を得るために要する手続等を経ずとも再送信同意が与えられていること

とする(申請不要とする)

又は、

②再送信同意の申請があり次第、速やかに同意を行うこととする

のいずれかの措置を講じることとしましたので、通知させていただきます。

各放送事業者がいずれの措置を講じるかについては、別添2のとおりです。

貴団体におかれましては、構成員の方々に、本情報を周知していただき、既設の共聴施設の改修促進に役立てていただければ幸いです。

なお、この同意の簡素化については、区域外再送信を含む場合は排除されるものであり、このような場合には通常の再送信同意の手続きにより行うこととしておりますので、念のため申し添えます。

敬具

(連絡先)

全国地上デジタル放送推進協議会事務局

電話：03-5253-5820

FAX：03-5253-5794

簡素化の条件

簡素化を行う具体的条件は、非営利であって、同一建築物内又は届出対象の共聴施設が区域内再送信のみを行う場合とし、下表の太枠内で示す部分とする。

表：区域内再送信同意に関する同意手続の簡素化の範囲（太枠内）

| | | 同一建築物内（注2参照） | 同一建築物以外 |
|-------------------------------|-------------------------|------------------------------------|---------|
| 届出不要施設 （50端子以下で同時再送信のみのもの） | | 同意不要 （有線テレビジョン放送法の適用対象外） | |
| 51端子以上 | 届出施設 （51端子以上500端子以下） | 簡素化の対象 （区域内再送信のみを行う場合に限り簡素化の対象） | |
| | 許可施設 （501端子以上） | | |
| | 営利目的のCATVが提供 （注3） | 必要 | |

（注1）上表の整理は、区域内再送信のみを行うものに限る場合であり、区域外再送信を含む場合は含まれない。

（注2）複数の棟に分かれている場合には、1つの棟を「同一建築物」とする。

（注3）51端子以上の施設に関しては、営利目的でCATV事業を営む者が提供する場合には同意が必要となる。

（注4）引込端子数は原則として世帯数と同一と考えられる。

（注5）上表の整理は、共同受信アンテナでデジタル放送を受信し、アナログ放送に変換して有線伝送する場合を含むものである。

（参考）有線テレビジョン放送法上は、同一構内に関しては、一の者が占有する場合（ホテル・病院・学校等）は同意が不要であるが、二以上の者が占有する場合（集合住宅（3階建て以上は90万棟弱）等）は同意が必要である。

各放送事業者における簡素化の方法

| 放送事業者 | ① | ② | 備考 |
|-------------|---|---|---|
| 日本放送協会 | ○ | | 共聴施設設置者（従来の再送信同意申請者にあたる者）、及び共聴施設管理者の氏名（代表者名）、住所、電話番号、施設名称、戸数、再送信開始期日、共聴の設置範囲図、デジタル受信局名、受信チャンネル、伝送チャンネル等が明示された届出を当該地域のNHK放送局に提出する。書式については特に定めない。 |
| 北海道放送 | | ○ | |
| 札幌テレビ放送 | | ○ | |
| 北海道テレビ放送 | | ○ | |
| 北海道文化放送 | | ○ | |
| テレビ北海道 | | ○ | |
| 青森放送 | | ○ | |
| 青森テレビ | | ○ | |
| 青森朝日放送 | | ○ | |
| I B C 岩手放送 | | ○ | |
| テレビ岩手 | ○ | | |
| 岩手めんこいテレビ | ○ | | アナログで既に再送信同意をしている施設であることを条件に①。 |
| 岩手朝日テレビ | | ○ | |
| 東北放送 | | ○ | |
| 仙台放送 | | ○ | |
| 宮城テレビ放送 | | ○ | |
| 東日本放送 | ○ | | |
| 秋田放送 | | ○ | |
| 秋田テレビ | ○ | | |
| 秋田朝日放送 | | ○ | |
| 山形放送 | | ○ | |
| 山形テレビ | | ○ | |
| テレビユー山形 | | ○ | |
| さくらんぼテレビジョン | | ○ | |
| 福島テレビ | | ○ | |
| 福島中央テレビ | | ○ | |
| 福島放送 | | ○ | |
| テレビユー福島 | | ○ | |
| 東京放送 | ○ | | |
| 日本テレビ放送網 | ○ | | 共聴施設設置者は再送信開始の届出を提出すること。 |

| | | | |
|---------------------|---|---|--|
| テレビ朝日 | | ○ | |
| フジテレビジョン | ○ | | |
| テレビ東京 | ○ | | |
| 東京メトロポリタンテレビ ジョン | ○ | | |
| 群馬テレビ | | ○ | |
| とちぎテレビ | | ○ | |
| テレビ埼玉 | ○ | | |
| 千葉テレビ放送 | ○ | | |
| テレビ神奈川 | | ○ | |
| 新潟放送 | ○ | | |
| 新潟総合テレビ | ○ | | |
| テレビ新潟放送網 | | ○ | |
| 新潟テレビ21 | | ○ | |
| 信越放送 | | ○ | |
| 長野放送 | | ○ | |
| テレビ信州 | | ○ | |
| 長野朝日放送 | | ○ | |
| 山梨放送 | | ○ | |
| テレビ山梨 | | ○ | |
| 静岡放送 | | ○ | |
| テレビ静岡 | | ○ | |
| 静岡朝日テレビ | | ○ | |
| 静岡第一テレビ | | ○ | |
| 北日本放送 | | ○ | |
| 富山テレビ放送 | | ○ | |
| チューリップテレ ビ | | ○ | |
| 北陸放送 | ○ | | |
| 石川テレビ放送 | ○ | | |
| テレビ金沢 | | ○ | |
| 北陸朝日放送 | | ○ | |
| 福井放送 | | ○ | |
| 福井テレビジョン 放送 | ○ | | |
| 中部日本放送 | ○ | | |
| 東海テレビ放送 | | ○ | |
| 名古屋テレビ放送 | ○ | | |
| 中京テレビ放送 | ○ | | |
| テレビ愛知 | ○ | | |
| 岐阜放送 | | ○ | |

| | | | |
|-----------|---|---|--|
| 三重テレビ放送 | ○ | | |
| びわ湖放送 | | ○ | |
| 京都放送 | | ○ | |
| 毎日放送 | | ○ | |
| 朝日放送 | | ○ | |
| 読売テレビ放送 | | ○ | |
| 関西テレビ放送 | | ○ | |
| テレビ大阪 | ○ | | |
| 奈良テレビ放送 | | ○ | |
| サンテレビジョン | | ○ | |
| テレビ和歌山 | | ○ | |
| 山陰放送 | | ○ | |
| 日本海テレビ放送 | ○ | | |
| 山陰中央テレビ | ○ | | |
| 山陽放送 | | ○ | |
| 岡山放送 | | ○ | |
| テレビせとうち | | ○ | ①については、申請不要とするのではなく、事後申請も可とする。②については、申請前、申請中の工事も可能とする。 |
| 中国放送 | | ○ | |
| 広島テレビ放送 | | ○ | |
| 広島ホームテレビ | ○ | | |
| テレビ新広島 | ○ | | |
| 山口放送 | | ○ | |
| テレビ山口 | | ○ | |
| 山口朝日放送 | | ○ | |
| 四国放送 | | ○ | |
| 西日本放送 | | ○ | |
| 瀬戸内海放送 | | ○ | |
| 南海放送 | | ○ | |
| テレビ愛媛 | | ○ | |
| あいテレビ | | ○ | |
| 愛媛朝日テレビ | | ○ | |
| 高知放送 | | ○ | |
| テレビ高知 | | ○ | |
| 高知さんさんテレビ | | ○ | |
| RKB毎日放送 | | ○ | |
| 九州朝日放送 | | ○ | |
| テレビ西日本 | | ○ | |
| 福岡放送 | | ○ | |

| | | | |
|----------|---|---|--|
| TVQ九州放送 | ○ | | |
| サガテレビ | | ○ | |
| 長崎放送 | | ○ | |
| テレビ長崎 | | ○ | |
| 長崎文化放送 | ○ | | |
| 長崎国際テレビ | | ○ | |
| 熊本放送 | | ○ | |
| テレビ熊本 | | ○ | |
| 熊本県民テレビ | | ○ | |
| 熊本朝日放送 | ○ | | |
| 大分放送 | ○ | | |
| テレビ大分 | ○ | | |
| 大分朝日放送 | | ○ | |
| 宮崎放送 | | ○ | |
| テレビ宮崎 | | ○ | |
| 南日本放送 | ○ | | |
| 鹿児島テレビ放送 | | ○ | |
| 鹿児島放送 | | ○ | |
| 鹿児島読売テレビ | | ○ | |
| 琉球放送 | | ○ | |
| 沖縄テレビ放送 | | ○ | |
| 琉球朝日放送 | | ○ | |

4 無線局免許申請書の作成

無線共聴施設を本事業により整備する場合には、電波法第6条第2項の規定による放送局の免許申請書の提出が必要となります。

申請書の提出の際には、電波法関係法令のほか別添の以下の手引きを参考にしてください。また、記載方法など不明な点につきましては、総務省（各地方総合通信局）にご相談をお願いします。

- 「山間地等における難視聴解消のための受信障害対策中継放送を行う放送局の免許申請手続について」

◎無線局免許申請に当たっての留意点

- 1 ごく小さな電力で地上デジタルテレビジョン放送を行う無線設備に係る技術的条件が適用される範囲を拡大するため、及びギャップフィルアーを特定無線設備として追加し簡易な免許手続を可能とするため、無線局免許手続規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則が改正されました。
これにより、簡易な免許手続による免許が可能となったほか、工事設計書の様式も改正されています。
詳細につきましては、各地方総合通信局放送課までご相談をお願いします。
- 2 また、ギャップフィルアーの操作を、無線従事者の資格を要しない簡易な操作とするための規定の整備として、無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（平成2年郵政省告示第240号）も改正されています。

第三章 交付決定後について

1 申請の取り下げ

○電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱

(申請の取り下げ)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた法人、都道府県又は市町村（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、様式第3号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

交付決定を受けた市町村が、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときには申請を取り下げることができます。

市町村が交付申請を取り下げる場合として考えられる要因は、以下のとおりです。

○交付決定額が交付申請額よりも大幅に下回っている場合

○補助対象設備として申請したものが、補助対象外設備として決定された場合

上記以外にも様々な取り下げ要因が考えられるため、取り下げるべき案件が発生したら総務省（各地方総合通信局）にご相談をお願いします。

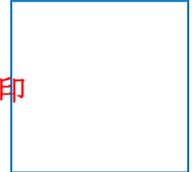
記載例：交付申請取り下げ届出書

様式第3号（第8条第2項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

市町村長（注）
総務 太郎 印



平成 〇〇 年度電波遮へい対策事業費等補助金交付申請取下げ届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度電波遮へい対策事業費等補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同補助金〇〇,〇〇〇千円の交付申請（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号）を取り下げます。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印」
と記載すること。

記

| 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件 | 理 由 |
|--|-------------------------------------|
| 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。 | 交付決定額が交付申請額よりも大幅に下回っており、事業遂行が困難なため。 |

2 契約

○電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱

(契約)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

補助事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、総務省の交付決定通知日以降とし、単年度契約でなければなりません（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない）。

契約形態については、地方自治法第234条、同法施行令第167条及び同条の2の規定により原則として一般競争入札、限定的に指名競争入札又は随意契約とすることとなっています。

なお、随意契約とする場合にはその理由がやむを得ないものであるかどうかを明確にしてください。（交付申請の際に提出する「契約予定内容に関する調査票（別添2）」に契約内容及び方法について記載すること。）

また、共聴組合については、契約形態に制限はありません。機器の個別単価が社会一般的な物価等に対して著しく乖離とならないよう注意をお願いします。

3 計画の変更等

○電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱

(変更等の承認)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 大臣は、第10条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（4）交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

（1）計画変更承認が必要な内容

ア 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20パーセント以内の流用増減を除く。

イ 事業内容を変更するとき（以下は事例）

- ・事業費の額の20%を超える額の減額となる場合。ただし、入札のみによる減額を除く。
- ・当初の交付決定の目的（申請書記載の整備事業の目的）を変更する、又は内容を大幅に変更する場合。
- ・事業実施後の受信点変更等の事情により事業費が増大し、交付決定額を1円でも上回った場合。

なお、様式第4号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に添付すること）を確認してください。

(2) 軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更を指します。軽微な変更にあたるかどうかの判断が困難な場合は以下に例示する資料の作成を市町村に対して依頼し、総務省（各地方総合通信局）に相談をお願いします。また、実績報告の際にも同様の書類の添付を確認してください。

- ・ 変更理由書
- ・ 申請書の内容のどこが変更になったか分かる資料（新旧対照表）
- ・ 見積書については申請時と変更後の相違表
- ・ 申請時と変更後の図面

なお、軽微な変更として認められる事例及び認められない事例は、以下のとおりです。

- 認められる事例（交付決定額内であり目的の変更を伴わない場合に限る）
 - ・ 有線伝送路のルート変更
 - ・ 受信点の変更
- 軽微な変更として認められない事例
 - ・ 無線設備の改造
 - ・ 送信点の変更

(3) 事業の中止、廃止について

市町村等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省（各地方総合通信局）に相談をお願いします。

(4) 事故報告について

補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、総務省（各地方総合通信局）に相談をお願いします。なお、補助事業の完了日とは工事の検査を完了した日を指します。

(5) 交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条、帰すことのできない場合には同法第10条により取り消すことがあります。

記載例：補助事業変更承認申請書

様式第4号（第10条第1項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

市町村長（注）
総務 太郎 印



平成 〇〇年度電波遮へい対策事業費等補助事業の変更承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度電波遮へい対策事業費等補助事業の一部を変更する必要があるため、電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

（注1）放送事業者の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇テレビ、〇〇テレビ・・・及び〇〇テレビ）代表
代表者 印」
地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印」
と記載すること。

記

1 変更事項及びその内容

(千円)

| | 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-----------|-----------|---------------|
| 内 容 | ケーブル長の変更 | 1 0 0 0 m | 1 0 , 0 0 0 m |
| | 経 費 の 配 分 | | |
| | 施設・設備費 | 〇〇,〇〇〇円 | 〇〇,〇〇〇円 |
| | 用地取得費・道路費 | | |
| | 賃借費 | | |
| | 物品費 | | |
| | 労務費 | | |
| | 業務委託費 | | |
| | 諸経費 | | |
| | 合 計 | 〇〇,〇〇〇円 | 〇〇,〇〇〇円 |

2 変更を必要とする理由

当初計画から受信できない世帯があることが判明したため。

3 変更が補助事業に及ぼす影響

特になし

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 0千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

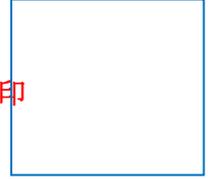
記載例：補助事業中止（廃止）承認申請書

様式第6号（第10条第4項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

市町村長（注）
総務 太郎 印



平成 〇〇 年度電波遮へい対策事業費等補助事業中止（廃止）承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度電波遮へい対策事業等補助事業を中止（廃止）したいので、電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

（注）地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印」
と記載すること。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

補助事業により〇〇町の共聴施設を整備する予定でしたが、町内の全世帯がCATVに加入したこと、遊休化した財産の維持管理費が大きいことから、当該補助事業を廃止します。

2 経費の支出額内訳

| 経費区分 | 既施工等部分額 | 未施工等部分額 | 合 計 |
|-----------|---------|---------|--------|
| 施設・設備費 | 〇〇,〇〇〇 | 〇〇,〇〇〇 | 〇〇,〇〇〇 |
| 用地取得費・道路費 | 〇〇,〇〇〇 | 〇〇,〇〇〇 | 〇〇,〇〇〇 |
| 賃借費 | 〇〇,〇〇〇 | 〇〇,〇〇〇 | 〇〇,〇〇〇 |
| 物品費 | | | |
| 労務費 | 〇〇,〇〇〇 | 〇〇,〇〇〇 | 〇〇,〇〇〇 |
| 業務委託費 | | | |
| 諸経費 | 〇〇,〇〇〇 | 〇〇,〇〇〇 | 〇〇,〇〇〇 |
| 合 計 | 〇〇,〇〇〇 | 〇〇,〇〇〇 | 〇〇,〇〇〇 |

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
(2) 完了予定日 年 月 日

記載例：補助事業事故報告書

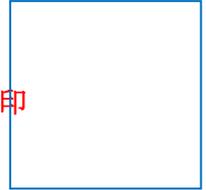
様式第7号（第11条関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

市町村長（注）
総務 太郎

印



平成 年度電波遮へい対策事業費等補助事業事故報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度電波遮へい対策事業費等補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、

「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長

印

」

と記載すること。

記

1 事故の内容及びその原因

台風の直撃により工事中により仮止めしていたGFが倒された。

2 対策事業の現在の進捗状況

最適な送信点を調査し、候補箇所を選定していたところ。

3 現在までに要した経費

〇〇,〇〇〇千円

4 事故に対してとった措置

GFの修理と調査の継続を契約業者に要請

5 補助事業の遂行及び完了の予定

平成〇〇年〇〇月〇〇日（当初予定より1ヶ月遅延）

4 差金回収

○電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱

(状況報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、交付対象経費に充てるために有利子の資金の借入れを行おうとするときは、その借入れ条件について様式第9号による報告書を大臣に提出しなければならない。

(1) 入札差金の回収手続き(入札差金の調査・報告)

限られた予算でより多くの要望団体を採択するために、入札差金を回収させていただきます。したがって、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意してください。

要綱第12条に基づき交付決定済の市町村に対し入札差金の額の調査を行うものです。様式は様式第8号のとおりです。

(2) 採択案件の交付決定額の変更

① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した市町村は総務省(各地方総合通信局)に対して交付決定額変更申し出の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知を發出します。

② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き(例:実績報告)における申請額はすべて変更後の額を用いるようお願いします。

記載例：状況報告書

様式第7号（第12条第1項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

市町村長（注）
総務 太郎



平成 年度電波遮へい対策事業費等補助事業状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度電波遮へい対策事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印」
と記載すること。

記

1 交付決定額の進捗状況

（千円）

| 経費区分 | 交付決定額 (A) | 実績額 (B) | 進捗率 (B/A)% | 差 額 (A-B) | 実績見込額 |
|-----------|--------------|------------|---------------|--------------|-------|
| 施設・設備費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 用地取得費・道路費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 賃借費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 物品費 | | | | | |
| 労務費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 業務委託費 | | | | | |
| 諸経費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 合 計 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進ちよくが確認できる資料その他関係書類

第Ⅳ章 実績報告について

1 実績報告書の作成

○電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第10号、様式第11号、様式第12号、様式第13号又は様式第14号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の4月30日までに前項の報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

実績報告書（以下、報告書という。）は、補助事業が交付決定内容に沿って遂行されているか確認するものです。

共聴組合へ補助金を交付する市町村では、市町村自ら補助金を交付する立場から補助事業が申請のとおり確実に執行され、その事実に基づいて報告書が作成されているか、以下により審査をお願いします。

（1）実施確認

報告内容が事実であるかどうかの確認を、直接出向くなどして、できる限り補助事業を実施した事実について目視をお願いします。

また、整備した機器は必ず「平成〇〇年度電波遮へい対策事業費等補助金事業」と表示されているかどうか確認してください。

注1：表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとします。（幹線ケーブル等は表札等で適宜表示）

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合があります。その際、事実と反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合がありますので注意してください。

（2）報告書の審査

報告書の内容を次のポイントでチェックをお願いします。

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。

イ 事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか。

(あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は補助対象外となります。)

ウ 請求書(領収書)の内容は適正か。

エ 写真の機器は請求書(領収書)の機器と一致するか。

オ 図面は変更承認の内容と一致するか(ただし、交付申請時から変更された場合に限ります。)

なお、上記ウ及びエについての具体的な審査については以下のとおり。

◎請求書についての留意点

1 はじめに

交付要綱では、施設整備工事代金等の「請求書の写し」又は「同領収書の写し」となっています。先に提出されている申請書に添付された見積書の明細と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違無いものかどうかを必ず確認してください。

2 請求書(領収書)の内容について

(1) 留意事項(以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。)

ア 請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとすること。

イ 請求書は、請求額その他内訳等を記載した「請求書の写し」を提出すること。ただし、交付申請時の見積りと請求書の内容に差異がある場合には、詳細な内訳の提出を要するものとする。

(2) 審査すべき内容

基本的には交付申請時に倣って審査してください。但し、以下の項目については、特に注意をお願いします。

ア 交付申請(変更承認があった場合は、変更承認申請)の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に総務省に確認をとった事項も含め、理由を記載した文書を参考として添付すること。

イ 積算内容が適正か。

① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。

② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかどうか確認。

→機器類の金額(単価)が異常に高くなっていないか。

→管理費等の諸経費の割合が異常に高くないか。

ウ 記載内容に誤りはないか。

・事業者名(代表者名、印も必要)

・日付(請求日は事業者が市町村へ実績報告を提出する日以前となっていること。)

・工事名(「平成〇〇年度(当初、補正)電波遮へい対策事業費等補助金」の表記があること。)

・請求金額

エ その他

- ① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。
- ② 工事契約関係の書類の提出を交付要綱で義務付けていないが、それらの書類を提出してもらい、交付決定後に契約が行われているか確認すること。

◎添付写真についての留意点

1 作成の考え方

整備した機器の事実について確認をお願いします。補助対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、印をつけてください。黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認してください。

以下の写真は不要とします。

- ・テレビ受像器による画質調整状況の写真
- ・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

なお、補助事業すべての機器の写真を提出する必要はありませんが、市町村は可能な限り現地確認を行い、補助事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めてください。

2 写真作成の注意点

(1) 写真の種類

フィルム写真、デジタル写真によるカラー撮影とする。

注 写真は経年変色しない用紙で提出すること。

(2) 編さん方法

写真はクリアシート等で整理し、機器名、機器番号、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れてください。なお、写真に補助事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かがわかるように、クリアシートの上、若しくは写真に油性サインペン等で囲んでください。

3 撮影方法

すべての機器について写真を撮る必要はありません。受信点・送信点、増幅器、ケーブル分岐ポイントなど全体の配線構成が理解できる程度でお願いします。

(3) 提出書類

実績報告書は次の順に編さんしてください。

ア 実績報告書（交付要綱様式第10号）

イ 契約書の写し

ウ 領収書（又は請求書）の写し

エ 写真

オ 図面（ただし、交付申請時から変更された場合に限る。）

注1 報告書かがみの内容、事業の目的・概要、請求書（内訳）等は内容を必ず一致させること。

注2 補助事業に関連、若しくは、重複する国の事業がある場合は、その区分

が分かる施設概要図に各々の補助事業の対象箇所が分かるように色分け等をお願いします。また単独事業がある場合や既存設備を活用する場合も同様をお願いします。

(4) 提出方法

市町村は、補助事業が完了した日から1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに各地方総合通信局へ「(3) 提出書類」に掲げる書類を提出をお願いします。(但し、市町村はできるだけ早期の提出に努めてください。修正期間を考えると締め切り日の2週間前までに提出することが望ましいと考えます。締め切り日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がありますので注意をお願いします。)

注) 事業が完了した日：交付決定の対象となった事務事業が完全に終了したとき(交付対象工事の竣工時=自治体が工事の検査を完了した日)。間接補助金の場合、市町村から共聴組合への支払いが完了した日(支払命令年月日ではないので注意のこと)。

記載例：実績報告書

様式第10号（第13条第1項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

市町村長（注）
総務 太郎 印



平成〇〇年度電波遮へい対策事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度電波遮へい対策事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成〇〇年度における実績について、電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

（注）地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印」
と記載すること。

記

1 補助事業の実施状況

国庫補助希望額を（ ）書
で記載してください

| 区 分 | 交付決定年月日 補助金交付額 | 概算払金額 (累計) | (千円) 補助金交付 実績額 |
|-------------|--------------------------|---------------|----------------------|
| 都道府県補助金（注1） | — | — | — |
| うち国庫補助金 | 平成〇〇年〇〇 月〇〇日 〇,〇〇〇 | | (〇,〇〇〇) |

2 事業の実施状況（注2）

| | |
|---------|--|
| 施設の設置場所 | 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇 ※有線共聴の場合は受信点。無線共聴の場合は受信点及びG F。 |
| 工事施工業者名 | 〇〇〇〇株式会社 |

| | |
|-------|-------------|
| 着 工 日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 完 了 日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |

間接補助の場合の完了日は支払いが完了した日

3 施設の利用見込み

| 利用予定サービス名 | 利用予定事業者名 | サービスエリア | | サービス開始（予定） 年 月 日 |
|-----------|----------|----------------|-------------|---------------------|
| | | 市町村名 （注1） | エリア内世帯数（注1） | |
| 地上デジタル放送 | 〇〇〇共聴組合 | （注1） | （注1） | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| | | 〇〇町〇〇 〇〇町〇〇 | | |

（注1）携帯電話等エリア整備事業の場合に記載するものとする。

（注2）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記載を省略することができる。

4 事業収支総括表

精算払希望額を（ ）書で記載してください

（円）

| 収 | | 入 | |
|------------------------|------------------------------|-----------------|-----------------|
| 補 助 金 | 交付決定年月日 交付決定額 | 概算払年月日 概算払金額 | 精算払年月日 精算払金額 |
| | 平成〇〇年〇〇月 〇〇日 〇,〇〇〇,〇〇〇 | | (〇,〇〇〇) |
| 都道府県、市町村又は 公益法人の負担額 | 予 算 額 | | 実 績 額 |
| 借 入 金 | | | |
| 事業者等の負担金 | | | |
| 自 己 資 金 | | | |
| その他（ ） （注3） | 〇,〇〇〇,〇〇〇 | | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| 小 計 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 | | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |

| | | |
|-----|-----------|-----------|
| 合 計 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |
|-----|-----------|-----------|

| 支 出 | | |
|-------------|-----------|------------------|
| 経 費 区 分 | 予 算 額 | 実 績 額 (支出額合計) |
| 施 設 ・ 設 備 費 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| 用地取得費・道路費 | | |
| 合 計 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇,〇〇〇 |

(注3) 財源の内容を記載する。

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金〇千円
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
 (2) 当該施設等の完成写真

具体的な方法については「1実績報告書の作成について」を参照のこと。

間接補助の場合、自治体が共聴組合へ支払ったことを証する書類の写しを添付してください。

2 額の確定と支払い

○電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱

(額の確定等)

第14条 大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第15号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第15条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、大臣が必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。なお、国庫債務負担行為（財政法第15条第1項の規定により国が債務を負担する行為をいう。以下同じ。）に係る補助金の場合は、各年度の年割額の範囲内において精算（概算）払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第16号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項ただし書により補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを放送事業者、市町村、共聴組合、共聴施設の管理者又は受信者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。

総務省（各地方総合通信局）から「額の確定通知」により補助金額が通知されます。これを受けて市町村又はその連携主体では、交付要綱第15条第2項に定める「平成〇〇年度電波遮へい対策事業費等補助金精算（概算）払請求書」（様式第16号）を、各地方総合通信局を通じて提出してください。

総務省では、提出された書類を確認させていただいた後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込みます。

記載例：精算（概算）払請求書

様式第16号（第15条第2項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

市町村長（注）
総務 太郎



平成〇〇年度電波遮へい対策事業費等補助金精算（概算）払請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度電波遮へい対策事業費等補助金の精算払（第〇回概算払）を受けたいので、電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

（注）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印」
と記載すること。

記

1 請求（返還）金額 金〇〇,〇〇〇千円也

2 内 訳

（国庫債務負担行為に係らない補助金の精算払の場合） （千円）

| 経 費 区 分 | 交付決定額 | 確 定 額 ① | 概算払受領額 ② | 差引請求(返還) 額①－② |
|-----------|-------|------------|-------------|------------------|
| 施設・設備費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 用地取得費・道路費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 賃 借 費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 物 品 費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 労 務 費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 業務委託費 | | | | |
| 諸 経 費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 合 計 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |

（注）負の金額には△印を付すこと。

(概算払の場合)

(千円)

| 経費区分 | 交付決定額 ① | 前回までの 概算払受領 額② | 今回請求額 ③ | 残 額 ①－②－③ |
|-----------|------------|----------------------|------------|--------------|
| 施設・設備費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 用地取得費・道路費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 賃借費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 物品費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 労務費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 業務委託費 | | | | |
| 諸経費 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |
| 合計 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 | 〇,〇〇〇 |

3 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

○電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第17号の報告書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

市町村又は共聴組合では、補助事業完了後、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付要綱第17条の規定により「平成〇〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書」(様式第17号)を総務省(各地方総合通信局)に提出をお願いします。

総務省では、この報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとします。特別会計で運営するなど課税対象の市町村は報告書の提出が必要となるので注意してください。

※事業主体が共聴組合の場合、消費税が控除できる場合(消費税法第9条第4項)もあるため、確認をお願いします。

記載例：消費税の額の確定に伴う報告書

様式第17号（第17条第1項関係）

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

市町村長（注）
総務 太郎

印



平成〇〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書

電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注1）地方公共団体の連携主体にあつては、
「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表
市町村長 印」
と記載すること。

記

| | |
|-----------------------------|------------|
| 1 補助金額（交付要綱第14条による額の確定額） | 〇,〇〇〇,〇〇〇円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 〇,〇〇〇,〇〇〇円 |
| 3 補助金の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額額 | 〇,〇〇〇,〇〇〇円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 〇,〇〇〇,〇〇〇円 |

（注2）別紙として積算の内訳を添付すること。

4 補助金事業の経理等

○電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱

(補助事業の経理)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(1) 補助金事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにしていただき、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

(2) 補助事業で整備した物品の管理

各物品には、必ず「平成〇〇年度電波遮へい対策事業費等補助金事業」等の表示(適宜のラベルを機器に直接貼付)を行い、整備した物品の所在を速やかに目視・確認できるよう、お願いします。(財産管理台帳の類を作成しておくことが望ましいと考えています。)

5 財産処分

○電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱

(間接補助金交付の際付す条件)

第19条 補助事業者は、対策事業を行う間接補助事業者に補助金を交付するときは、第8条、第10条から前条まで及び第20条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと(大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)

(2) 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

(3) 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。

2 補助事業者は、前項により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第18号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、第1項(2)により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第19条の2 補助事業者は、対策事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下この条において「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第18号による承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない(大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)

2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第20条 第19条第2項及び前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第18号による届出書の提出をもって大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

平成21年2月18日

1 交付の申請について

交付要綱第6条第1項の「大臣が別に定める日」は、原則として6月30日とする。

2 財産の処分制限期間について

(1) 交付要綱第19条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。

(2) 交付要綱第19条の2第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則に定めるところによるものとする。

3 交付対象施設等について

(1) 交付要綱別表の各項の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。

(2) 交付要綱別表の1及び2の(1)の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。

(3) 携帯電話等エリア整備事業及びデジタルテレビ中継局整備事業は、次の各号に掲げる地域のいずれかを含む市町村において事業を行うものに限る。

① 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第32条の規定に基づき読み替えて適用される同法第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）

② 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）

③ 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）

④ 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）

⑤ 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）

⑥ 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）

⑦ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項

の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。)

- (4) デジタルテレビ中継局整備事業の場合は、平成13年度以降の合併により前項各号に掲げる地域に該当しなくなった市町村については、前項の規定にかかわらず、平成22年度までに限り、これを前項各号に掲げる地域を含む市町村とみなす。

4 財産処分について

- (1) 交付要綱第19条の2第2項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第13条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。

- (2) 交付要綱第20条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。

① 以下の要件を満たす財産処分である場合

ア 国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用することであること。

地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

イ 当該補助事業により設置した無線通信用施設及び設備が所在する都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体への無償による転用であること。

- ② ①以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合

ア 電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業（以下「対策事業」という。）により無線通信を行っている電気通信事業者が対象地域の通信量の増加等に応じるための設備を増加する場合

イ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者が次世代方式携帯電話等の新たな無線通信を行うための設備を追加する場合

ウ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が無線通信を行うための設備を追加する場合

エ 対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、当該施設・設備から放送している放送事業者以外の放送事業者が放送を行うための施設・設備を追加する場合

オ 対策事業により整備された共聴施設に、当該共聴施設において再送信している放送以外の放送を再送信するための施設・設備を追加する場合

カ 国又は地方公共団体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合

5 その他

- (1) 交付要綱に定める様式第1号から様式第14号までの用紙は、日本工業規格A列

4番によるものとする（添付書類等を除く。）。

(2) 平成11年8月6日以前に行われた電気通信格差是正事業（移動通信用鉄塔施設整備事業で、地下鉄、地下街、地下駐車場又はトンネルにおいて、無線局とその通信の相手方である無線局又は無線設備との間の電波が遮へいされることにより移動通信が行えない場合に、代替する伝送路を開設するために必要な移動通信用施設及び設備を設置する事業であって、公益法人が行ったものに限る。）により整備された施設の財産処分の承認についても、電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱の規定を準用する。

別紙

交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 航空標識灯設備
- 8 消火設備
- 9 水道施設
- 10 貯水タンク
- 11 ろか器
- 12 洗面・手洗施設
- 13 仮眠施設
- 14 モニターテレビ
- 15 修理工具
- 16 混信対策防止装置
- 17 ゴーストキャンセラー
- 18 中継用固定無線装置
- 19 1から18までに掲げるものに類する施設・設備

補助事業により整備した設備を処分する際には、総務大臣の承認が必要となりますが、次のいずれかに該当する場合には承認は必要ありません。

○整備した財産の取得価格が50万円未満のもので、補助金等の交付の目的を達成するために特に必要がないと認められるもの。

○整備した財産の処分制限期間が総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）別表に定める処分制限期間を経過した場合

また、処分の際（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保

に供しようとするとき)には総務省(各地方総合通信局)へのご相談をお願いいたします。

◎補助事業により整備された財産と処分制限期間について(総務省所管補助金等交付規則 別表)

| | |
|------------------|-----|
| ○鉄塔及び鉄柱 | |
| ・円筒空中線式のもの | 30年 |
| ・その他のもの | 40年 |
| ○鉄筋コンクリート柱 | 42年 |
| ○アンテナ | 10年 |
| ○接地線及び放送用配線 | 10年 |
| ○ラジオ又はテレビジョン放送設備 | 6年 |

記載例：財産処分承認申請（届出）書

様式第18号（第19条第2項、第20条関係）

番 号
年 月 日

総務大臣 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成〇〇年度電波遮へい対策事業費等に係る財産処分承認申請届出書

平成〇〇年度において、電波遮へい対策事業等により取得した施設の財産処分を行いますので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。
届出ます。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）
目的外利用

2 処分の理由

補助金により構築した鉄柱に衛星アンテナを設置するため。

3 取得財産の概要

- (1) 施設の名称 〇〇〇〇共聴
- (2) 施設設置者（事業主体）の名称 〇〇テレビ共同視聴組合
- (3) 施設の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
- (4) 事業費
 - ア 国庫補助金 〇,〇〇〇千円
 - イ 無線通信事業者等負担金 ー
 - ウ 放送事業者負担金 ー
 - エ 都道府県負担金 ー
 - オ 市町村負担金 〇,〇〇〇千円
 - カ 共聴組合負担金 〇〇千円

4 処分の概要

- (1) 処分しようとする相手方（注2）
ー

(2) 処分しようとする財産の範囲

(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)

鉄柱

(3) 処分の期間 (注2)

処分制限期間まで

(4) 処分の条件 (注2)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。)見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年総官会第790号)に定める額を記入する。)

無償

5 処分に伴う無線通信サービス又は放送の再送信サービスの運用開始日 (注2)

(注2) 取り壊し又は廃棄の場合は記載を要しない。

—

6 添付書類

市町村から都道府県に対する承認申請・届出書の写し(間接補助事業の場合に限る。)

第V章 申請書等に関するお問い合わせについて

補助金に関する申請書その他関係法律に係る申請、届出等につきましては、お近くの各地方総合通信局にご相談の上、提出をお願いします。

1 提出先について

| | | 補助金等に係る予算の適正化に関する法律 | 有線電気通信法 ※1 | 有線テレビジョン放送法 ※2 | 電波法 ※3 |
|----------|---------|---------------------|--------------------|----------------------------|-----------------|
| | | 補助金交付申請書その他補助金関係書類 | 有線電気通信設備設置届その他関係書類 | 有線テレビジョン放送施設設置許可申請書その他関係書類 | 無線局免許申請書その他関係書類 |
| 北海道総合通信局 | 放送課 | — | — | — | △ |
| | 有線放送課 | ◎ | ○ | ○ | — |
| | 電気通信事業課 | — | △ | — | — |
| 東北総合通信局 | 放送課 | — | — | — | △ |
| | 有線放送課 | ◎ | ○ | ○ | — |
| | 電気通信事業課 | — | △ | — | — |
| 関東総合通信局 | 放送課 | △ | △ | — | △ |
| | 有線放送課 | ○ | ○ | ○ | — |
| 信越総合通信局 | 放送課 | ◎ | ○ | ○ | △ |
| | 電気通信事業課 | — | △ | — | — |
| 北陸総合通信局 | 放送課 | ◎ | ◎ | ○ | △ |
| 東海総合通信局 | 放送課 | △ | — | — | △ |
| | 有線放送課 | ○ | ○ | ○ | — |
| | 電気通信事業課 | — | △ | — | — |
| 近畿総合通信局 | 放送課 | — | — | — | △ |
| | 有線放送課 | ◎ | ○ | ○ | — |
| | 電気通信事業課 | — | △ | — | — |
| 中国総合通信局 | 放送課 | △ | △ | — | △ |
| | 有線放送課 | ○ | ○ | ○ | — |

| | | | | | |
|-------------------------|-------------|---|---|---|---|
| 四 国 総 合 通 信 局 | 放送課 | ◎ | ○ | ○ | △ |
| | 電気通信事 業課 | — | △ | — | — |
| 九 州 総 合 通 信 局 | 放送課 | ◎ | — | — | △ |
| | 有線放送課 | — | ○ | ○ | — |
| | 電気通信事 業課 | — | △ | — | — |
| 沖 縄 総 合 通 信 事 務 所 | 情報通信課 | ◎ | ◎ | ○ | △ |

◎：有線共聴施設及び無線共聴施設、○：有線共聴施設、△：無線共聴施設

注1 有線共聴施設については、引込端子数が500以下。無線共聴施設については、端子数にかかわらず、対象となります。（有線共聴施設であって、引込端子数が51～500のものは、届出に当たって特例様式を使用することができます。）

注2 有線共聴施設であり、かつ、引込端子数が501以上のものが対象となります。

注3 無線共聴施設が対象となります。

2 各総合通信局の連絡先について

| | | |
|--|-------------|---------------------|
| 総務省北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido// | | |
| 有線共聴 | 情報通信部 有線放送課 | 011-709-2311 |
| 無線共聴 | | (内線) 4671、4673、4675 |

| | | |
|--|-----------|--------------|
| 総務省東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/ | | |
| 有線共聴 | 放送部 有線放送課 | 022-221-0705 |
| 無線共聴 | | |

| | | |
|--|-----------|--------------|
| 総務省関東総合通信局 〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ | | |
| 有線共聴 | 放送部 有線放送課 | 03-6238-1727 |
| 無線共聴 | 放送部 放送課 | 03-6238-1712 |

| | | |
|---|-----------|--------------|
| 総務省信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/ | | |
| 有線共聴 | 情報通信部 放送課 | 026-234-9930 |
| 無線共聴 | | |

| | | |
|--|-----------|--------------|
| 総務省北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎 www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/ | | |
| 有線共聴 | 情報通信部 放送課 | 076-233-4490 |
| 無線共聴 | | |

| | | |
|---|-----------|--------------|
| 総務省東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1丁目15-1 名古屋合同庁舎第3号館 www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/ | | |
| 有線共聴 | 放送部 有線放送課 | 052-971-9136 |
| 無線共聴 | | |

| | | |
|---|-----------|--------------|
| 総務省近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎第1号館 www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/ | | |
| 有線共聴 | 放送部 有線放送課 | 06-6942-8571 |
| 無線共聴 | | |

| | | |
|--|-----------|--------------|
| 総務省中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/ | | |
| 有線共聴 | 放送部 有線放送課 | 082-222-3350 |
| 無線共聴 | 放送部 放送課 | 082-222-3396 |

| | | |
|---|-----------|--------------|
| 総務省四国総合通信局 〒790-8795 松山市宮田町8-5 www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/ | | |
| 有線共聴 | 情報通信部 放送課 | 089-936-5039 |
| 無線共聴 | | |

| | | |
|---|-----------|--------------|
| 総務省九州総合通信局 〒860-8795 熊本市二の丸1-4 www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/ | | |
| 有線共聴 | 放送部 有線放送課 | 096-326-7876 |
| 無線共聴 | 放送部 放送課 | 096-326-7861 |

| | | |
|--|-------|--------------|
| 総務省沖縄総合通信事務所 〒900-8795 那覇市東町26-29(4階) www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/ | | |
| 有線共聴 | 情報通信課 | 098-865-2307 |
| 無線共聴 | | |

第Ⅵ章 共聴施設整備事業 Q & A

— 目次 —

| | |
|--|-----|
| I 事業の趣旨、定義 | |
| I-1 本事業で対象とする共聴施設とは何か。 | 99 |
| I-2 実施主体が自治体、共聴組合以外である場合、補助対象となるか。 | 99 |
| II 共聴施設の補助対象地域、事業主体、対象設備 | |
| II-1 本事業の対象となる共聴施設 | |
| II-1-1 補助対象地域には条件不利地域の限定があるのか。 | 99 |
| II-1-2 既存の辺地共聴施設のデジタル化対応において、デジタル難視地域を一体的に整備する場合の補助率はどのようになるか。 | 99 |
| II-1-3 デジタル難視地域の対策として共聴施設を整備することとなった場合、アナログ放送を受信する設備を併せて整備して良いか。 | 100 |
| II-1-4 有線共聴施設の改修(新設)の場合であって、総経費が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満(6倍未満)の場合には、総経費から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4(5分の6)に相当する額とされているのはなぜか。 | 100 |
| III 本事業の補助対象となる設備/按分/工事手法/費用の範囲 | |
| III-1 補助対象設備 | |
| III-1-1 補助対象経費の算出において加入世帯は、「実際に使用されているタップオフの端子の数」によることとしているが、公民館や事業所、集合住宅に接続されているものも含むのか。 | 100 |
| III-1-2 補助対象経費の算出において加入世帯は、「実際に使用されているタップオフの端子の数」によることとしているが、1の家屋に複数の引込線が引き込まれている場合はどのように計上するのか。 | 101 |
| III-1-3 既存のアナログ共聴施設で地上デジタルテレビ放送を受信するための設備を整備する際に、地上アナログテレビ放送部分と共用する部品についての按分の考え方は。 | 101 |
| III-1-4 複数の共聴施設が受信点を共用している場合の補助対象範囲・按分の考え方は。 | 101 |
| III-1-5 今後の拡張性のための改修は認められるのか。 | 102 |
| III-1-6 受信点が山の中で、周辺の木々の成長により地上デジタルテレビ放送が受信できなくなることを想定した設備投資は補助対象となるのか。 | 102 |
| III-1-7 撤去費用は認められるのか。 | 102 |
| III-1-8 共聴施設にデジタルーアナログ変換した信号を流したいが、補助対象となるか。 | 102 |
| III-2 区域外波の同時再送信設備に対する補助対象の条件 | |
| III-2-1 有線共聴施設において、区域外波を再送信することは可能か。 | 102 |

| | | |
|-------|---|-----|
| Ⅲ-2-2 | 無線共聴施設において、区域外波を再送信することは可能か。 | 103 |
| Ⅲ-3 | 本事業の事業規模に対する基本的考え方 | |
| Ⅲ-3-1 | 交付要綱上、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり50万円を下限とすることとされているが、複数の案件をまとめて1本で申請することは可能か。 | 103 |
| Ⅲ-4 | 受益者負担の考え方 | |
| Ⅲ-4-1 | 有線共聴施設の受益者負担は、1世帯当たり3万5千円と聞いているが必ず視聴者から徴収しなくてはならないのか。 | 103 |
| Ⅲ-5 | 地方財政措置＝補助裏 | |
| Ⅲ-5-1 | 平成21年度の特別な地方財政措置、いわゆる補助裏に対する支援如何。 | 103 |
| Ⅲ-5-2 | 有線共聴施設における受益者負担の1世帯当たり3万5千円について自治体が負担する場合、その分を含めた地方債の起債を行うことが可能か。 | 104 |
| Ⅳ | 申請手続き・事業実施・工事手法 | |
| Ⅳ-1 | デジタル放送波受信可能時期 | |
| Ⅳ-1-1 | 整備時に当該共聴施設が地上デジタルテレビ放送を受信できる地域であることが必要か。 | 104 |
| Ⅳ-2 | 申請手続き | |
| Ⅳ-2-1 | 事業主体が共聴組合である場合、実際の交付申請のスキームはどのようになるのか。 | 104 |

I 事業の趣旨、定義

I-1 本事業で対象とする共聴施設とは何か。

(答)

放送局から遠隔の地であることや地形的要因により発生する地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置されている共聴施設を、デジタル放送対応に改修又は置換するもの。ただし、地上デジタル放送を直接受信できることとなる場合には補助対象とはならない。

また、地上アナログテレビ放送を直接受信している地域であって、地形的要因等で地上デジタル放送を直接受信できなくなる地域(デジタル難視聴地域)において、地上デジタル放送を受信するために共聴施設を整備するもの。

なお、全国地上デジタル放送推進協議会がH21年8月に策定予定の「地上デジタル放送難視聴地区対策計画」に基づいて整備(新設)しようとする共聴施設についても、本事業の対象となる。

I-2 実施主体が自治体、共聴組合以外である場合、補助対象となるか。

(答)

本事業は、山間部等地理的要因によって地上デジタルテレビ放送が良好に受信できない地域の方々は、直接受信する方々に比較してテレビ視聴に要する費用負担(個人負担)が過大になることから、費用負担の公平を図るため、市町村や共聴組合に対して支援することとしているもの。

この主旨に照らして、共聴組合とは、地上テレビジョン放送の難視聴解消を目的として設置される施設の運営・管理者であって、地域住民により組織された非営利の団体であることを前提としている。

したがって、自治体又は共聴組合のいずれにも該当しない者は、本事業の補助を受けることはできない。

II 共聴施設の補助対象地域、事業主体、対象設備

II-1 本事業の対象となる共聴施設

II-1-1 補助対象地域には条件不利地域の限定があるのか。

(答)

有線共聴施設・無線共聴施設とも条件不利地域の条件はない。

II-1-2 既存の辺地共聴施設のデジタル化対応において、デジタル難視聴地域を一体的に整備する場合の補助率はどのようになるか。

(答)

辺地共聴施設改修整備事業として位置付けられ、補助率は2分の1が適用される。

Ⅱ-1-3 デジタル難視地域の対策として共聴施設を整備することとなった場合、アナログ放送を受信する設備を併せて整備して良いか？

(答)

共聴施設新設整備事業は、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする共聴施設の整備に補助するものであり、直接受信が可能なアナログテレビ放送を受信するために整備するものは補助対象とはならない。

Ⅱ-1-4 有線共聴施設の改修(新設)の場合であって、総経費が当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額の4倍未満(6倍未満)の場合には、総経費から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の3分の4(5分の6)に相当する額とされているのはなぜか

(答)

質問に係る規定は、実際の改修事業等における負担割合を強制する規定ではなく、補助対象経費の算出のための考え方であり、主旨は次のとおり。

本補助事業は、モデルケースとして、改修の場合の国:自治体:住民の負担比率を2:1:1と想定している。また、一般受信者との負担の均衡を図る観点から、世帯当たり3.5万円(事業費の大小にかかわらず定額)の負担を前提としている。

世帯当たりの事業費が14万円未満の場合にも、世帯当たり3.5万円の負担を前提とし、残りの部分について、国:自治体の負担比率である2:1を適用するもの(補助対象経費という仮定の費用を算出している)

なお、新設の場合の国:自治体:住民の負担比率は、4:1:1をと想定している。

Ⅲ 本事業の補助対象となる設備/按分/工事手法/所費用の範囲

Ⅲ-1 補助対象設備

Ⅲ-1-1 補助対象経費の算出において加入世帯は、「実際に使用されているタップオフの端子の数」によることとしているが、公民館や事業所、集合住宅に接続されているものも含むのか。

(答)

公民館は、管理者が常駐している場合など特別な場合を除き、計上しないこととする。

事業所は、居住実態はなくても、従業員等による反復利用があると考えられるので、対象に含むこととする。

集合住宅は、引込線の数をもって計上することとする。

なお、集合住宅内部の伝送路等のデジタル化改修は補助対象とはならない。

Ⅲ-1-2 補助対象経費の算出において加入世帯は、「実際に使用されているタップオフの端子の数」によることとしているが、1の家屋に複数の引込線が引き込まれている場合はどのように計上するのか。

(答)

加入世帯の事情によらないで、ネットワーク側の事情により複数の引き込み線を整備せざるを得なかった場合など特段の理由がある場合を除き、すべての引込線を計上することとする。

Ⅲ-1-3 既存のアナログ共聴施設で地上デジタルテレビ放送を受信するための設備を整備する際に、地上アナログテレビ放送部分と共用する部品について按分の考え方は。

(答)

本事業は、難視聴地域における住民が地上デジタルテレビ放送を享受できるように、地上デジタルテレビ放送の確実かつ円滑な移行を図ることを目的のひとつとして導入されているところ。

地上デジタル放送の享受のためには、最低限必要不可欠な設備(放送対象地域の区域内波の全部又は一部のチャンネル視聴用)を設置することが必須であり、その必須の費用を本事業の補助対象とするもの。

この観点から、地上デジタルテレビ放送の視聴を整備することにより、必然として従前の地上アナログテレビ放送用の共聴施設の変更を余儀なくする場合(施設の調整・取替の必然性があるものをいう。)と変更を来さない場合(地上アナログテレビ放送用設備と地上デジタルテレビ放送用設備がそれぞれ独立して存在している場合をいう。)があるが、前者についてはすべて必須の費用として補助対象とし、アナログテレビ放送用との按分は求めない。後者については、地上デジタルテレビ放送用設備のみが補助対象となり、按分する形態ではない。

<参考>

無線共聴施設では、共聴組合員は既存の地上アナログテレビ放送を既設の有線共聴施設でVHFに周波数変換したものを視聴(VHFで視聴)している。一方、ギャップファイラーでは新たに設置した地上デジタルテレビ放送用のアンテナとヘッドエンドで受信し地上デジタルテレビ放送をそのままUHFで同時再放送することにより、共聴組合員は受信アンテナで直接受信することになるため、共用はあり得ないと認識。

(組合員のうち、地上アナログテレビ所有者は有線で視聴し、地上デジタルテレビ購入者は受信アンテナへ移行。地上アナログテレビ放送終了時には有線共聴施設を撤去)

有線共聴施設の場合もヘッドエンドはアナログのヘッドエンドにデジタルのヘッドエンドを追加することになるので補助対象はデジタルヘッドエンドであり按分は不要。

Ⅲ-1-4 複数の共聴施設が受信点を共用している場合の補助対象範囲・按分の考え方は。

(答)

複数の共聴施設で受信点を共用する場合は、実体的に一事業として同時にデジタル改修を行うことが想定されるが、共聴組合が合併しない限り、申請書は共聴施設毎に別々に扱うこととなる。

このため、複数の共聴施設において受信点等を共同所有する場合は、共聴施設ごとの所有権の持分で按分し、それぞれの共聴施設の事業費及び補助対象経費を算出すること。

なお、他の共聴施設が所有する受信点に繋ぎ込みを行って信号供給を受けている施設の場合は、信号供給を受けているところからがその施設の財産の範囲となるので按分は不可。

Ⅲ-1-5 今後の拡張性のための改修は認められるのか。

(答)

認められない。

本事業は既設共聴施設の地上デジタルテレビ放送への移行準備の対応に必須となる改修及び置換並びに新設が対象であり、これに必要な整備に限られる。

Ⅲ-1-6 受信点が山の中で、周辺の木々の成長により地上デジタルテレビ放送が受信できなくなることを想定した設備投資は補助対象となるのか？

(答)

補助対象とはならない。

Ⅲ-1-7 撤去費用は認められるのか。

(答)

撤去費用のうち対象となるのは、既存の設備等を撤去しなければデジタル化改修のための機器等を設置できない場合など、デジタル化改修工事を実施するために直接必要とするものに限る。

なお、デジタル化改修のために幹線を張り替える必要が生じた場合であって、住民の視聴環境維持のために一時的に二重の回線とならざるを得ない場合の撤去費用についても対象とする。

Ⅲ-1-8 共聴施設にデジタルーアナログ変換した信号を流したいが、補助対象となるか

(答)

デジタルアナログ変換した信号を流すことは、再送信同意の問題がない範囲において実施可能であるが、現時点では、当該設備は補助対象とはならない。

なお、共聴施設改修に当たっては、デジタル化対応を優先されたい。

Ⅲ-2 区域外波の同時再送信設備に対する補助対象の条件

Ⅲ-2-1 有線共聴施設において、区域外波を再送信することは可能か。

(答)

地上アナログテレビ放送時の受信実態を踏まえ、区域外波であることのみをもって補助対象から除外することはしない。

つまり、既設有線共聴施設において地上アナログテレビ放送時に区域外波を受信していた実態がある場合には、区域外波を再送信する地上デジタルテレビ放送用機器についても補助対象となる。ただし、多数受信している民放局のすべてを再送信するために、通常想定される範囲を超えて大規模な改修が必要となるなどの場合には、民放の系列を考慮して絞り込みを要請する場合がある。

なお、51端子以上の施設においては、再送信同意書の提出が必要であり、再送信同意書がとれなければ区域外再送信はできない。

Ⅲ-2-2 無線共聴施設において、区域外波を再送信することは可能か。

(答)

無線共聴施設による再送信については、無線共聴施設は放送局であることから、普及基本計画に定める放送対象地域の放送に限定され、区域外波を再送信することはできない。

Ⅲ-3 本事業の事業規模に対する基本的考え方

Ⅲ-3-1 交付要綱で、交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり50万円を下限とすることとされているが、複数の案件をまとめて1本で申請することは可能か。

(答)

一の市町村の複数の案件をまとめて交付申請すること、複数の市町村の複数の案件を連携主体として交付申請することのいずれも可能。

「連携主体」: 補助金に係る事務処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村

Ⅲ-4 受益者負担の考え方

Ⅲ-4-1 有線共聴施設の受益者負担は、1世帯当たり3万5千円と聞いているが必ず視聴者から徴収しなくてはならないのか。

(答)

有線共聴施設における1世帯当たりの受益者負担の3万5千円は、国の補助額を算出するために用いるものであり、実際に視聴者から1世帯当たり3万5千円を徴収するか否かは補助金等交付要綱では、特段制限を設けていない。

したがって、国の補助額以外の部分については、地元の状況に応じて柔軟に対応することが可能である。

例えば、補助裏の全額について自治体が負担すること、反対に補助裏の全額について視聴者が負担すること、いずれも国の補助金等交付要綱の制限はない。ただし、自治体が負担する部分に過疎対策事業債等を適用しようとする場合には、当該財政措置の基準に留意しなければならない(問Ⅲ-5-2 参照。)

Ⅲ-5 地方財政措置(補助裏)

Ⅲ-5-1 平成21年度の特別な地方財政措置、いわゆる補助裏に対する支援如何。

(答)

平成21年度についても引き続き、有線共聴施設の改修、無線共聴施設への置換とともに、市町村負担に対して過疎対策事業債、辺地対策事業債、地域活性化事業債及び合併特例債が認められる予定である。

また、平成21年度から、新たに、共聴施設の新設に対しても同様の措置が認められる予定である。

さらに、辺地共聴施設改修事業及び辺地共聴施設新設事業に対する市町村の負担に対して都道府県が助成する場合、当該都道府県の負担に対して、新たに特別交付税の措置が認められる予定である。

Ⅲ-5-2 有線共聴施設における受益者負担の1世帯当たり3万5千円について自治体が負担する場合、その分を含めた地方債の起債を行うことが可能か。

(答)

不可能。有線共聴施設の場合における補助裏の地方債の起債に当たっては、受益者負担となる1世帯3万5千円を控除した部分に限定される。

Ⅳ申請手続き・事業実施・工事手法

Ⅳ-1 デジタル放送波受信可能時期

Ⅳ-1-1 整備時に当該共聴施設が地上デジタルテレビ放送を受信できる地域であることが必要か。

(答)

整備を行う当該年度に地上デジタルテレビ放送を受信できる地域であり、少なくとも整備時(工事実施の際の実測時)に地上デジタルテレビ放送を受信できる共聴施設であることが必要。

Ⅳ-2 申請手続き

Ⅳ-2-1 事業主体が共聴組合である場合、実際の交付申請のスキームはどのようになるのか。

(答)

本事業による補助は、市町村経由の間接補助である。

したがって、財政支援を希望する共聴組合は、今後、市町村が策定する交付要綱に基づき交付申請を行うこととなる。

なお、市町村は、共聴組合からの交付申請を踏まえ、(国の交付要綱に基づき)国に交付申請を行うこととなる。

〇〇市（町・村）電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇市（町・村）告示第〇〇号

（趣旨）

第1条 この要綱は、**市（町・村）**が総務省の電波遮へい対策事業費等補助金事業のうち辺地共聴施設整備事業（以下「整備事業」という。）により共聴施設の整備を行う共聴組合に対して、当該整備に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 辺地共聴施設改修整備事業 地上アナログテレビ放送を行う放送局から遠隔の地であることにより又は山間地等地理的条件により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設（以下「有線共聴施設」という。）に改修するもの又は当該施設を受信障害対策中継放送を行う放送局（以下「無線共聴施設」という。）に置換するものをいう。
- (2) 辺地共聴施設新設整備事業 地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ（地上10mの高さにおける電界強度）が1.0mV/mに達しない地域となる場合であって、当該放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設を設置するものをいう。
- (3) 辺地共聴施設整備事業 辺地共聴施設改修整備事業及び辺地共聴施設新設整備事業をいう。

（交付額）

第3条 **市長（町長・村長）**は、予算の範囲内において、一定程度の補助金を交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

（交付の申請）

第4条 共聴組合は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による交付申請書を**市長（町長・村長）**が別に定める日までに**市長（町長・村長）**に提出しなければならない。

- 2 共聴組合は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付申請額に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額

して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 市長(町長・村長)は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し補助金を交付すべきものと認め、かつ、総務大臣からの電波遮へい対策事業費等補助金交付決定通知書により通知を受けた場合には、速やかに共聴組合に対して、別記様式第2号による交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長(町長・村長)は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 市長(町長・村長)は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

4 市長(町長・村長)は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた共聴組合は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 共聴組合は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、別記様式第3号による交付申請取下げ届出書を市長(町長・村長)に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第7条 共聴組合は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその内容及び理由を記載した別記様式第4号による変更承認申請書を市長(町長・村長)に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業費の額を変更するとき。ただし、事業費の額の20%を超える額の減額に限る。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助事業の目的に変更をもたらすものでなく、かつ、共聴組合の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助事業の目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部変更である場合

2 共聴組合は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した別記様式第5号による申請書を市長(町長・村長)に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第8条 共聴組合は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第6号による事故報告書を市長（町長・村長）に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 共聴組合は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長（町長・村長）から要求があった場合は、速やかに別記様式第7号による状況報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 共聴組合は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、市長（町長・村長）の承認を受けなければならない。

2 共聴組合は、補助事業が完了せずに市（町・村）の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月1日までに前項に準ずる報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。

3 共聴組合は、第1項の報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第11条 市長（町長・村長）は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、共聴組合に対して、別記様式第9号による補助金の額の確定通知書により通知するものとする。

2 市長（町長・村長）は、共聴組合に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、市長（町長・村長）は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（支払）

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

2 共聴組合は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第10号による補助金精算（概算）払請求書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長（町長・村長）は、第7条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5条の決定の内容（第7条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 共聴組合が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長（町長・村長）の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 共聴組合が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 共聴組合が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長（町長・村長）は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 市長（町長・村長）は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に掲げる場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11条第3項の規定を準用する。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 共聴組合は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第11号の報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。

2 市長（町長・村長）は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第11条第3項の規定は、前項の返還について準用する。

（補助事業の経理）

第15条 共聴組合は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

（補助金交付の際付す条件）

第16条 共聴組合は、取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ別記様式第12号による承認申請書を市長（町長・村長）に提出し、市長（町長・村長）の承認を受けなければならない（市長（町長・村長）が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

2 市長（町長・村長）は、共聴組合が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市（町・村）に納付させることがある。

3 共聴組合は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(財産処分の承認の例外)

第17条 前条第1項の規定による財産処分に関する市長（町長・村長）の承認については、市長（町長・村長）が別に定める基準に該当する取得財産の処分（取得価格が単価50万円以上のものに限る。）であって共聴組合が別記様式第12号による報告書を市長（町長・村長）に提出した場合は市長（町長・村長）の承認があったものとみなす。ただし、同項の報告書において、記載事項の不備など必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(書類の提出)

第18条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、市長（町長・村長）に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第19条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長（町長・村長）が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

| 経 費 区 分 | 内 容 |
|---------------|--|
| (1) 施設・設備費 | <p>ア 無線通信又は放送の再送信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 鉄塔 (イ) 局舎 (ウ) 外構施設 (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) 伝送用専用線 (ク) ケーブル (ケ) 中継増幅装置 (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (サ) 警報装置 (シ) 監視装置 (ス) 制御装置 (セ) 測定器 <p>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>ウ 附帯工事費</p> |
| (2) 用地取得費・道路費 | <p>ア 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）</p> <p>イ 附帯工事費</p> |

年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度 〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助金交付申請書

平成 年度 〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助金の交付を受けたいので、
〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第4
条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的

- 2 交付を受けようとする補助金の額（注） 金 ， 千円
（注）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

- 3 補助事業の概要
 別紙1

- 4 添付資料
 - (1) 対策事業に要する経費の見積書
 - (2) 共聴組合の規約及び構成員名簿
 - (3) 工事概要書
別紙2

別紙 1

補助事業の概要

| | |
|----------------|--|
| 共聴組合名 代表者氏名 | |
| 施設の設置場所 | |
| 着工予定日 | |
| 完了予定日 | |

| | | |
|-----------|----------|---------|
| 利用予定サービス名 | 利用予定事業者名 | サービスエリア |
| | | |

(千円)

| | | |
|---------------------|---------------|-----|
| 補助金申請額 事業費 × 補助率 | | 事業費 |
| 経 費 区 分 | 施設・設備費 | |
| | 用地取得費・ 道路費 | |
| | 合 計 | |

| |
|-----|
| 備 考 |
|-----|

別紙 2

工事概要書

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

1 設置場所 〇〇県 〇〇郡 〇〇町 〇〇丁目 〇〇番地

2 建設用地

- (1) 敷地面積 m²
- (2) 海拔高 m
- (3) 敷地の所有関係
 - 購入
 - 借地 県、市有地、その他（具体的に）
 - 既所有 主な借地条件（借地料、借地期間等）
- (4) 用地周辺の状況 平地、山地の別
取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等
- (5) 開発規制の状況 地目
開発規制指定解除の必要の有無

3 施設の内容

- (1) 建物の構造等 造 階建
- (2) 建築面積 m²
- (3) 延べ床面積 m²
- (4) 鉄塔の構造等 型 高さ（地上高） m
- (5) ケーブルの長さ m
- (6) 中継増幅装置の数 台

4 実施計画

- (1) 着手（予定）年月日 年 月 日
- (2) 用地取得（予定）年月日 年 月 日
- (3) 着工（予定）年月日 年 月 日
- (4) 完了（予定）年月日 年 月 日

5 利用見込み

| | | | |
|-----------|----------|---------|-------------------------|
| 利用予定サービス名 | 利用予定事業者名 | サービスエリア | サービス開始 (予定) 年 月 日 |
|-----------|----------|---------|-------------------------|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

6 資金計画

(千円)

| 収 入 | | 支 出 | |
|----------|---------------|---------------|-----------|
| 財 源 内 訳 | | 経 費 区 分 | (事 業 費) |
| 補 助 金 | 交付（予定）額 | 施設・設備費 | |
| | | | |
| 共聴組合の負担額 | 予 算 額 | 用地取得費・ 道路費 | |
| | 借 入 金 | | |
| | 自 己 資 金 | | |
| | その他（ ） （注） | | |
| 小 計 | | | |
| 合 計 | | 合 計 | |

(注) 財源の内容を記載する。

7 添付図面

- (1) 用地付近の見取図
- (2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）

番 号
年 月 日

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 殿

市長（町長・村長） 印

平成 年度 〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度 〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助金については、〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号。以下「要綱」という。）第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、
 申請書に記載されたとおりとする。
 一部修正の上、別紙1のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、 金 ， 千円とする。
- 3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

| 経費区分 | 交付決定額 |
|-----------|-------|
| 施設・整備費 | |
| 用地取得費・道路費 | |
| 合 計 | |

- 4 補助金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙 1

補助事業の概要

| | |
|----------------|--|
| 共聴組合名 代表者氏名 | |
| 施設の設置場所 | |
| 着工予定日 | |
| 完了予定日 | |

| | | |
|-----------|----------|---------|
| 利用予定サービス名 | 利用予定事業者名 | サービスエリア |
| | | |

(千円)

| | | |
|-----------|---------------|-----|
| 補助金交付決定額 | | 事業費 |
| 事業費 × 補助率 | | |
| 経費区分 | 施設・設備費 | |
| | 用地取得費・ 道路費 | |
| | 合計 | |

| |
|----|
| 備考 |
|----|

別紙 2

- (1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ市長（町長・村長）の承認を受けなければならない。ただし、〇〇市（町・村）電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、市長（町長・村長）の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を市長（町長・村長）に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行及び収支の状況について、市長（町長・村長）から要求があった場合は、速やかに状況報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。
- (6) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。
- (7) 補助事業が完了せずに会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月1日までに前号に準ずる報告書を市長（町長・村長）に提出しなければならない。
- (8) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- (9) 共聴組合が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(10)及び(11)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長（町長・村長）の承認を受けなければならない（市長（町長・村長）が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (10) 共聴組合が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を市（町・村）に納付させることがある。
- (11) 共聴組合は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (12) 共聴組合は、(9)により付した条件に基づき市長（町長・村長）が承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第12号による承認申請書を市長（町長・村長）に提出し、市長（町長・村長）の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。

番 号
年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度電〇〇市（町・村）電波遮へい対策事業費等補助金波遮へい対策事業費等
補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成
年度〇〇市（町・村）電波遮へい対策事業費等補助金については、同交付の決定内容又
は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、〇〇市（町・
村）電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第6条第2項の
規定により、同補助金 , 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第
号）を取り下げます。

記

| 不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件 | 理 由 |
|----------------------------|-----|
| | |

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度 〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成年度 〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助事業の一部を変更する必要があるため、電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

| 変更事項 | | 変更前 | 変更後 |
|-------|-----------|-----|-----|
| 内容 | | | |
| 経費の配分 | 施設・設備費 | | |
| | 用地取得費・道路費 | | |
| | 合計 | | |

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

番 号
年 月 日

〇〇市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度 〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成年度 〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業等補助事業を中止（廃止）したいので、〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第7条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

| 経費区分 | 既施工等部分額 | 未施工等部分額 | 合 計 |
|-----------|---------|---------|-----|
| 施設・設備費 | | | |
| 用地取得費・道路費 | | | |
| 合 計 | | | |

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

番 号
年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度 〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成
年度 〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助金に係る補助事業について、下記の
事故が発生したので、〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成
〇〇年〇〇〇〇号）第8条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 対策事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

番 号
年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度 〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成
年度 〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助金に係る補助事業の実施状況につい
て、〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）
第9条の規定により報告します。

記

（千円）

| 経費区分 | 交付決定額 (A) | 実績額 (B) | 進捗率 (B/A)% | 差 額 (A-B) | 実績見込額 |
|---------------|--------------|------------|---------------|--------------|-------|
| 施設・設備費 | | | | | |
| 用地取得 費・道路費 | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

番 号
年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度 〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助事業（年度終了）実績報書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成
年度 〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・
完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、〇〇市（町・
村） 電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第10条第1項
の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

（千円）

| 区 分 | 交付決定年月日 補助金交付額 | 概算払金額 （累計） | 補助金交付 実績額 |
|-----|-------------------|---------------|--------------|
| 補助金 | | | |

2 事業の実施状況（注1）

| | |
|---------|--|
| 施設の設置場所 | |
| 工事施工業者名 | |
| 着 工 日 | |
| 完 了 日 | |

3 施設の利用見込み

| 利用予定 サービス名 | 利用予定事業者名 | サービスエリア | サービス開始（予定） 年 月 日 |
|---------------|----------|---------|---------------------|
| （注1） | | | |

（注1）助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記載を省略することができる。

4 事業収支総括表

（円）

| 収 入 | | | |
|----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 補 助 金 | 交付決定年月日 交付決定額 | 概算払年月日 概算払金額 | 精算払年月日 精算払金額 |
| | | | |
| 共聴組合の負担額 | 予 算 額 | | 実 績 額 |
| 借 入 金 | | | |
| 自 己 資 金 | | | |
| その他（ ） （注2） | | | |
| 小 計 | | | |
| 合 計 | | | |

| 支 出 | | |
|-------------|-------|------------------|
| 経 費 区 分 | 予 算 額 | 実 績 額 （支出額合計） |
| 施 設 ・ 設 備 費 | | |
| 用地取得費・道路費 | | |
| 合 計 | | |

（注2）財源の内容を記載する。

- 5 補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 , 千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該施設等の完成写真

番 号
年 月 日

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 殿

市長（町長・村長） 印

平成 年度電波遮へい対策事業費等補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度〇〇市（町・村）電波遮へい対策事業費等補助金の額を、〇〇市（町・村）電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第11条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の確定額は、 金 ， 千円とする。
- 2 内訳は次のとおりとする。

（千円）

| 経 費 区 分 | 交 付 確 定 額 |
|-----------|-----------|
| 施設・設備費 | |
| 用地取得費・道路費 | |
| 合 計 | |

番 号
年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度電波遮へい対策事業費等補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成
年度〇〇市（町・村）電波遮へい対策事業費等補助金の精算払（第 回概算払）を受
けたいので、〇〇市（町・村）電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇
〇〇〇号）第12条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

1 請求（返還）金額 金 , 千円也

2 内 訳
（精算払の場合）

| 経 費 区 分 | 交付決定額 | 確 定 額 ① | 概算払受領額 ② | 差引請求（返還） 額①－② |
|-----------|-------|------------|-------------|------------------|
| 施設・設備費 | | | | |
| 用地取得費・道路費 | | | | |
| 合 計 | | | | |

（注） 負の金額には△印を付すこと。

（概算払の場合）

| 経 費 区 分 | 交付決定額 ① | 前回までの 概算払受領 額② | 今回請求額 ③ | 残 額 ①－②－③ |
|-----------|------------|----------------------|------------|--------------|
| 施設・設備費 | | | | |
| 用地取得費・道路費 | | | | |
| 合 計 | | | | |

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

〇〇市（町・村） 電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）
第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 補助金額（交付要綱第 1 2 条による額の確定額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 補助金の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3 - 2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

号

番

年 月 日

市長（町長・村長） 殿

〇〇テレビ共同視聴組合
組合長 〇〇 〇〇 印

申請
平成〇〇年度電波遮へい対策事業費等に係る財産処分承認届出書

平成〇〇年度において、〇〇市（町・村）電波遮へい対策事業により取得した施設の財産処分を行いたいので、〇〇市（町・村）電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第16条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。
届け出ます。

記

- 1 処分の内容
（取得財産の目的外利用、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）
- 2 処分の理由
- 3 取得財産の概要
 - (1) 施設の名称
 - (2) 施設設置者（事業主体）の名称
 - (3) 施設の所在地
 - (4) 事業費
 - (ア) 補助金
 - (イ) 借入金
 - (ウ) 自己資金
 - (エ) その他（具体的に）
- 4 処分の概要
 - (1) 処分しようとする相手方（注）

(2) 処分しようとする財産の範囲

(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)

(3) 処分の期間 (注)

(4) 処分の条件 (注)

(無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。)見込額を記載する。)

5 処分に伴う無線通信サービス又は放送の再送信サービスの運用開始日 (注)

(注) 取り壊し又は廃棄の場合は記載を要しない。